



第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
熊本県 球磨村

余白ページ

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 留意すべき国の基本指針の改正、法改正	2
5 「こども大綱」をめぐる国の動向	3
6 計画の策定方法、策定体制	5
第2章 子どもを取り巻く状況	7
1 統計からみる球磨村の現状	7
2 保護者アンケート調査結果	14
3 施設等ヒアリング結果	33
第3章 第2期計画の実施状況及び本村の課題	36
1 見込み及び実績の状況	36
2 基本目標、基本施策ごとの主な事業・取組の実施状況	41
3 本村の課題	59
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系	61
1 基本理念	61
2 基本目標	61
3 施策の体系	62
第5章 基本目標ごとの取組	63
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり	63
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援	63
2 地域における子育ての支援	65
基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	68
1 学校の教育環境等の整備	68
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上	70
基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長	72
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援	72
2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援	73
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	74
4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組	76

基本目標4 子育てを応援する環境づくり.....	78
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	78
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	79
3 共働き・子育ての応援.....	80
第6章 事業計画.....	81
1 提供区域.....	81
2 量の見込み及び確保方策の概要.....	81
3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策.....	84
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	87
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	93
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	94
7 放課後児童対策.....	94
第7章 計画の推進と進捗管理.....	95
1 計画の推進体制.....	95
2 計画の進捗管理.....	95
資料編.....	96
1 球磨村保健事業計画審議会委員名簿.....	96
2 用語解説.....	97

【用語解説について】

この計画書の中で、〇〇〇※となっている部分は97～98 頁に用語解説を掲載しています。ご活用ください。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

本村では、令和2年3月に「子育て世代が安心して子育てできる環境づくり」を基本理念とする「第2期球磨村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもが安心して過ごせる居場所づくりが必要とされています。また、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

こうした状況の中、国では、平成27年の「子ども・子育て支援法関連3法」の施行以降、「保育士確保プラン」や「日本一億総活躍プラン」による保育士の確保、処遇改善を目指し、また、平成29年の「子育て安心プラン」では令和2年度末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率80%に対応できる受け皿の整備を掲げていました。さらに、平成31年2月の子ども・子育て支援法一部改正に伴い、同年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、子どもや子育て家庭を支援する新しい制度の構築を進めてきました。こうした制度を構築し、推進する上で、子どもを権利の主体と位置付けながら「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本となっています。

国の動きや社会の動向を踏まえ、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備の方向性を明らかにするため「第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条の規定に基づく貧困対策の取組に関する計画として策定します。

なお、計画策定に当たっては、本村の最上位計画である「第6次球磨村総合計画」をはじめとして、地域福祉計画、教育振興基本計画、障がい者計画、障がい児福祉計画等の関連計画との整合を図っていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 留意すべき国の基本指針の改正、法改正

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

【改正の概要】

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準※を設定する。

2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂※（インクルージョン）を推進すること等を規定。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置付け等を行う。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置付け等を行う。

5. 産後ケアに関する事業の追加

→産後ケア事業の参酌標準※や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

(2) 子ども・子育て支援法等の一部改正

【改正の概要】

1. こども未来戦略の「加速化プラン」において実施する具体的施策

→児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付け、施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げ、児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ、ヤングケアラー※を国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を創設、育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

→こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設

→少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設。

5 「こども大綱」をめぐる国の動向

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め、解決するために令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設立されました。子育てや少子化、児童虐待、いじめなどの分野で従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務を一元化することを目的としています。

その後、「こども大綱」の策定に向けて、「こども家庭審議会」や「こども家庭審議会基本政策部会」等が開催され、様々な検討が行われました。

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

また、令和5年12月22日には「こども未来戦略※」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン※（はじめの100か月の育ちビジョン）」、「こどもの居場所づくりに関する指針※」もあわせて閣議決定されています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えたとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに



6 計画の策定方法、策定体制

(1) 計画策定方法

本計画の策定方法は下図のとおりです。



(2) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本村在住の全ての就学前児童保護者及び義務教育学校前期課程保護者を調査対象に令和6年7月に実施しました。

(3) 保育所等アンケート調査

村内の子どもの状況や保護者に対する必要な支援を把握するため、本村にある保育所や義務教育学校（前期課程）を対象に令和6年7月に実施しました。

(4) 球磨村保健事業計画審議会

本計画は、「球磨村保健事業計画審議会」において委員の意見を聴取して策定しました。

期 日	主な内容
令和6年 12 月 9 日	・ 計画策定の概要 ・ 子どもを取り巻く状況 ・ その他
令和7年 2 月 12 日	・ 計画素案について ・ その他
令和7年 3 月 17 日	・ 計画最終案について ・ その他

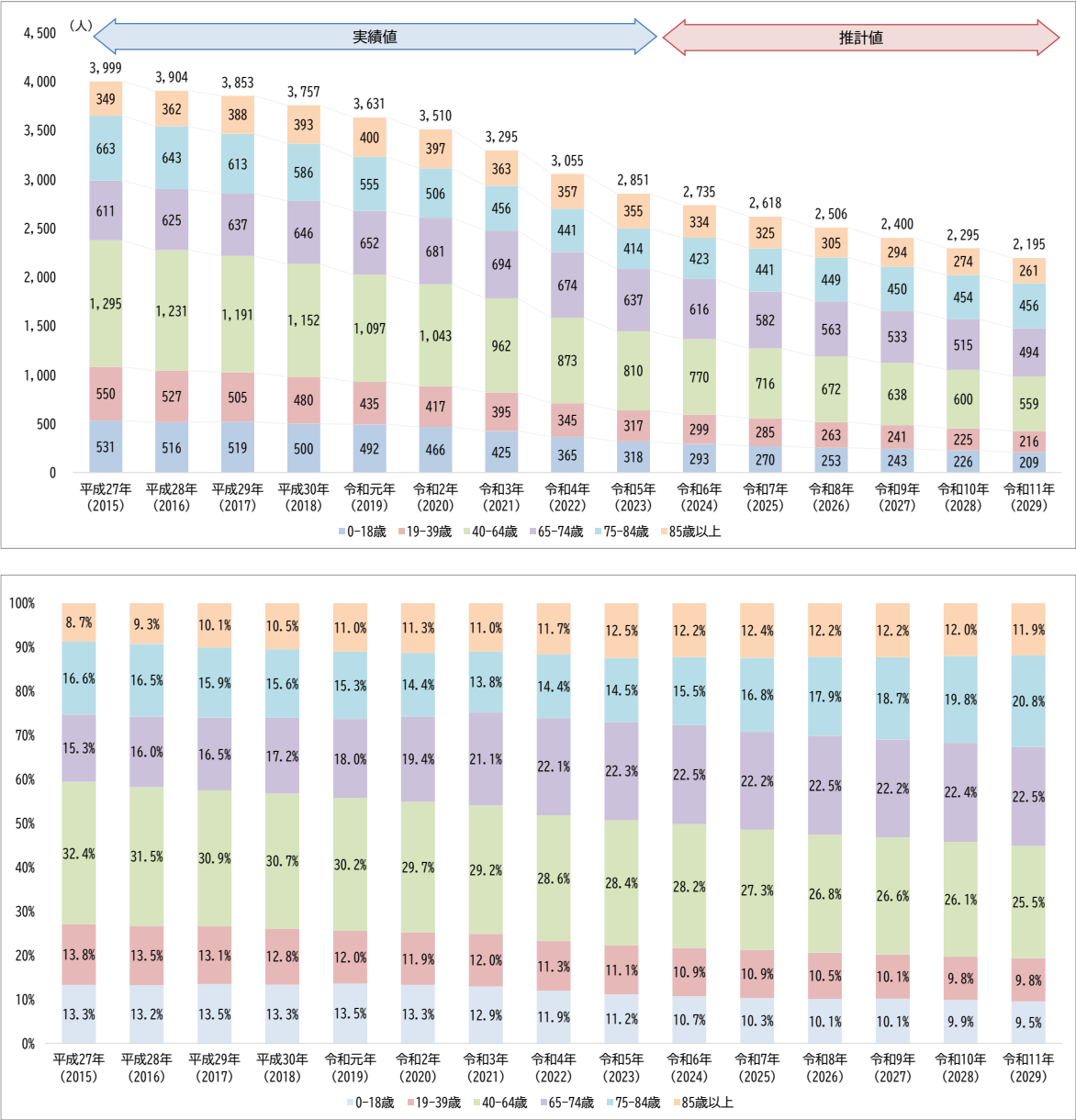
第2章 子どもを取り巻く状況

1 統計からみる球磨村の現状

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成27年の3,999人が令和5年には2,851人となり、1,148人の減少となっています。

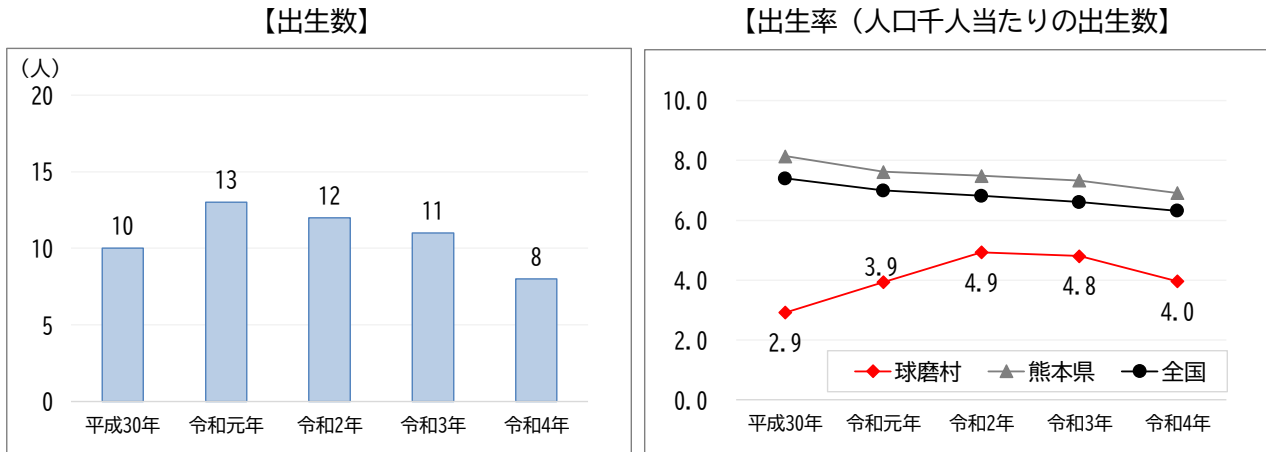
今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、コーホート変化率法※による推計によると、令和11年の総人口は2,195人、0～18歳の人口は209人、総人口に占める0～18歳の人口の割合は9.5%となる見込みとなっています。



出典：住民基本台帳（平成27年～令和5年7月1日現在）、コーホート変化率法による推計値（令和6年～令和11年）

(2) 出生数の推移

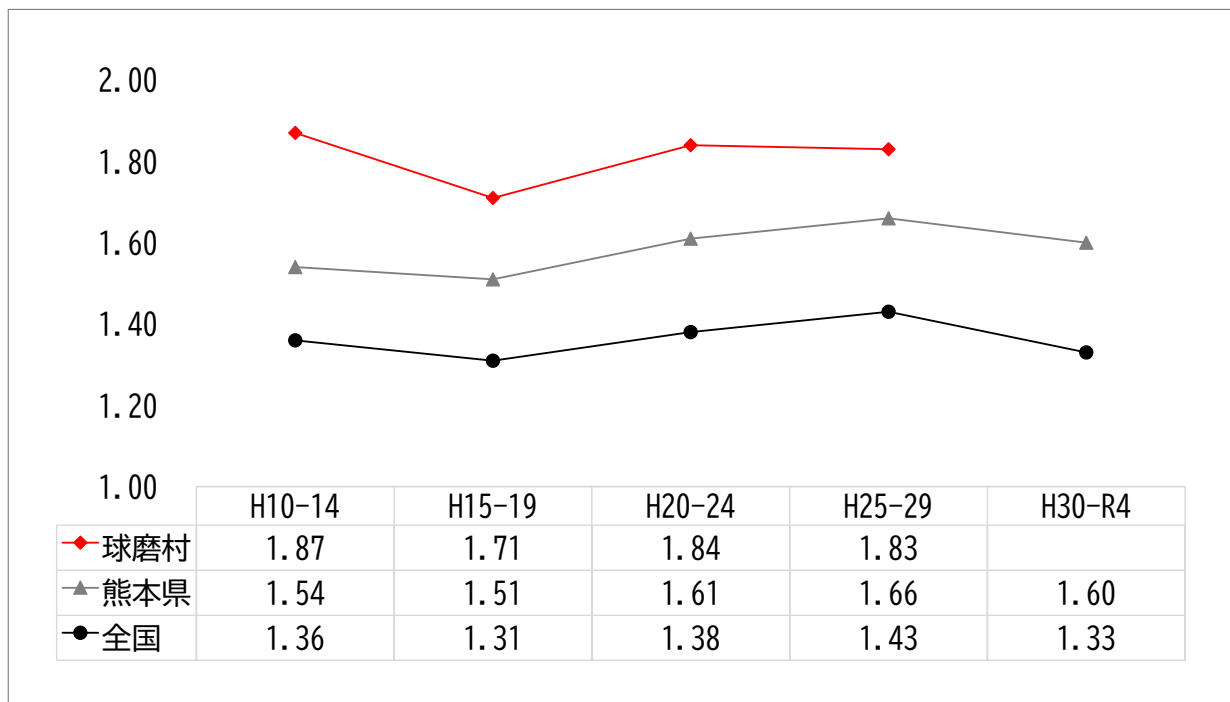
近年 10 人前後で推移しており、令和4年は8人となっています。出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国、熊本県平均を下回って推移しています。



出典：人口動態調査報告

(3) 合計特殊出生率※の推移

平成 25 年～平成 29 年の合計特殊出生率は 1.83 で、全国、熊本県平均より高い水準で推移しています。



出典：人口動態保健所・市区町村別統計

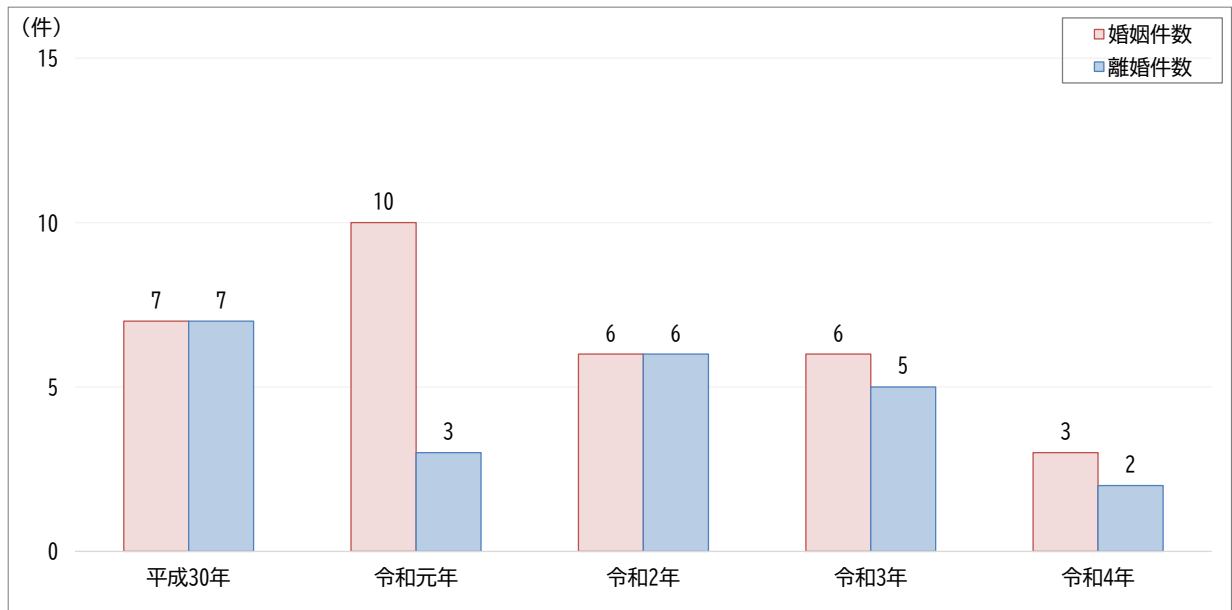
H30～R4 は、避難指示区域に指定されていた自治体に該当しているためデータがありません。

(4) 婚姻等に関する状況

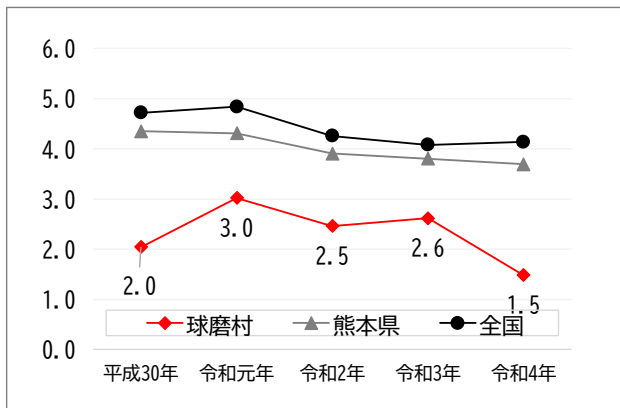
① 婚姻・離婚件数、婚姻率、離婚率の推移

令和4年の婚姻件数は3件、離婚件数は2件となっています。

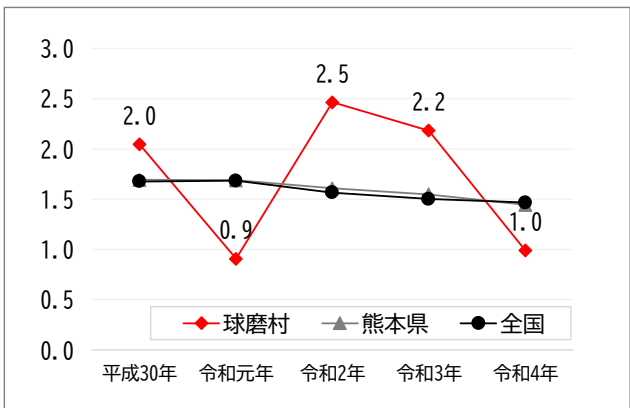
令和4年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）及び離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、熊本県平均を下回っています。



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



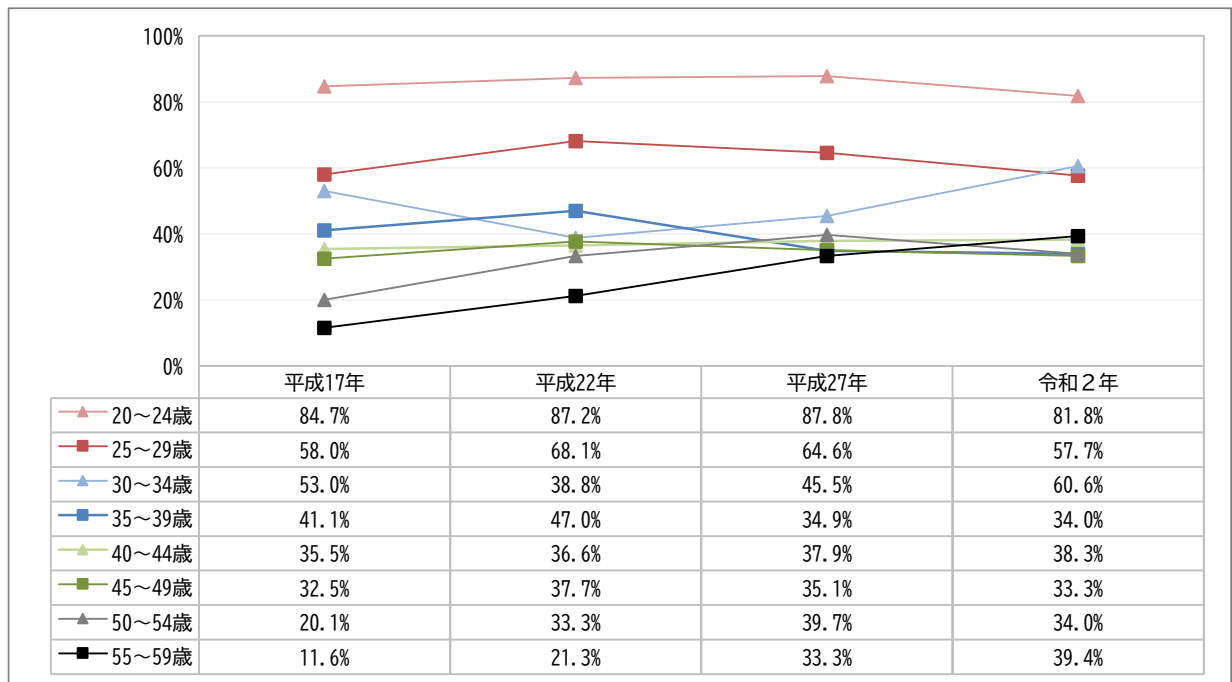
出典：人口動態調査報告

② 未婚率の推移

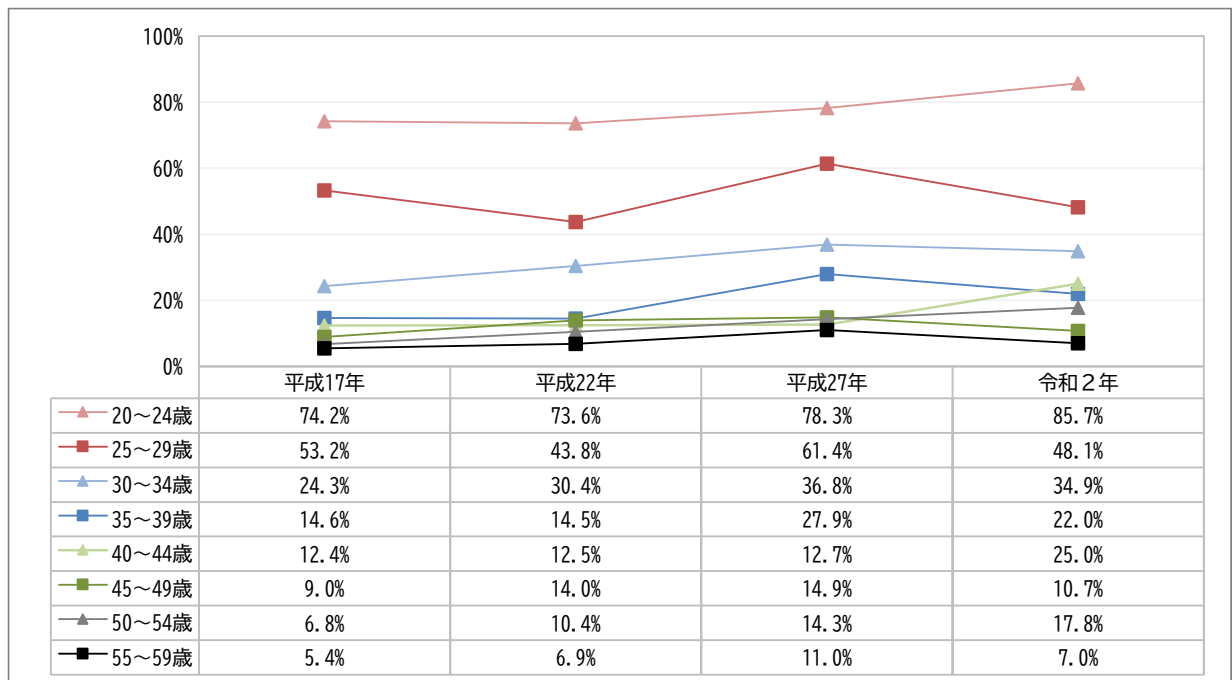
男性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、30～34歳で45.5%から60.6%となり、15.1ポイント上昇しています。

女性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、40～44歳で12.7%から25.0%となり、12.3ポイント上昇しています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】



出典：国勢調査

(5) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

令和2年の一般世帯数は975世帯、1世帯当たり人員数は2.49人で、一般世帯数及び1世帯当たり人員数のいずれも減少傾向で推移しています。

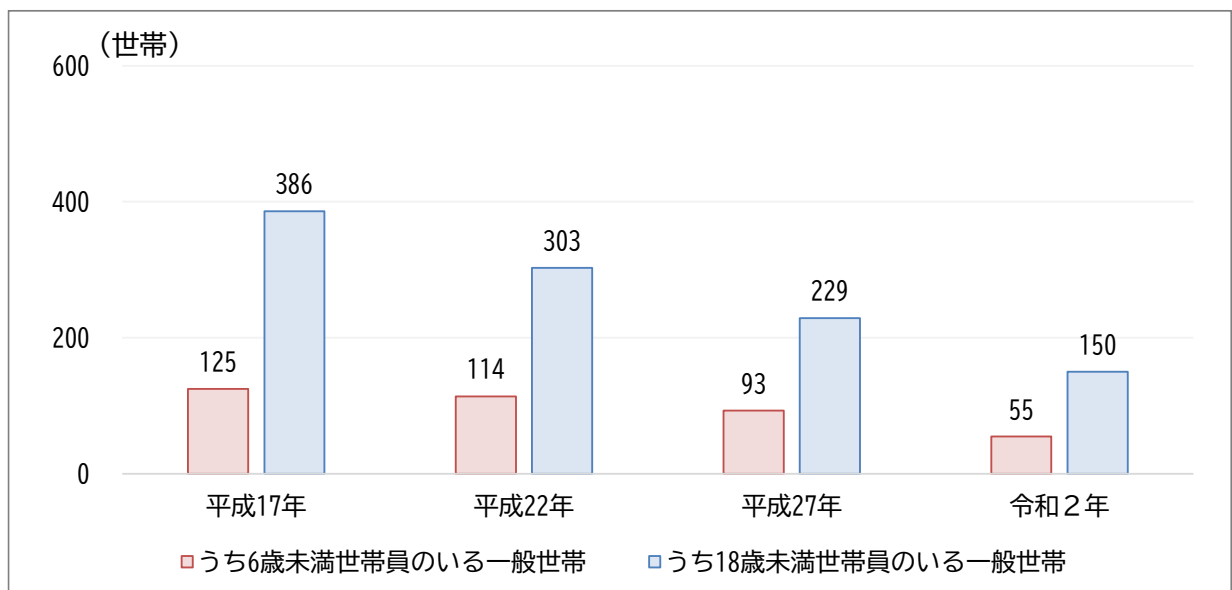


出典：国勢調査

② 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

ア) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数は55世帯、18歳未満の子どものいる世帯数は150世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

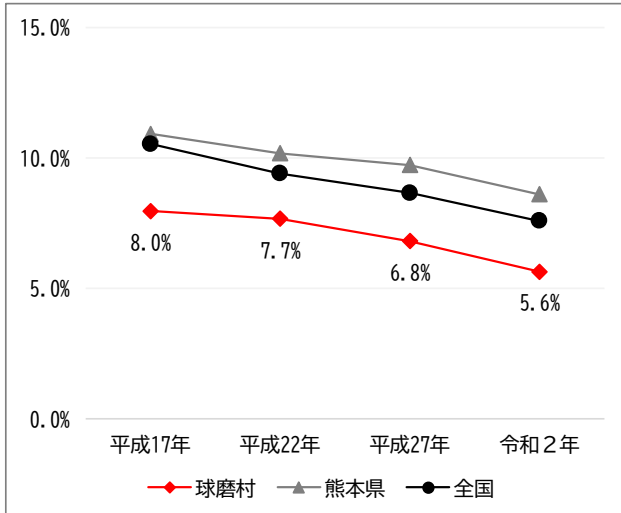


出典：国勢調査

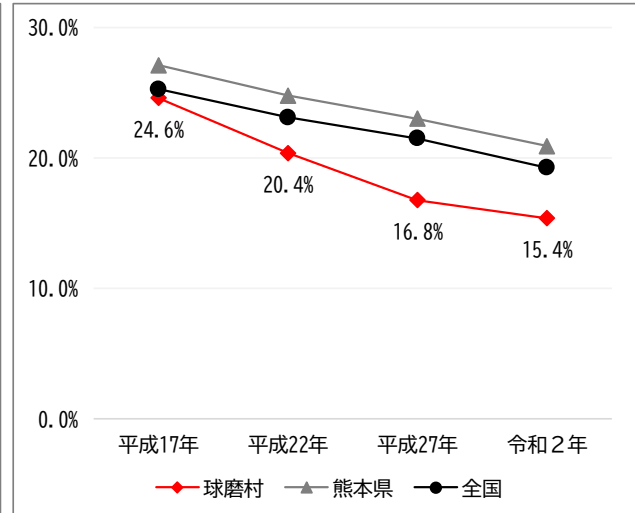
イ) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は5.6%、18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は15.4%で、いずれも全国、熊本県平均を下回っています。

【6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



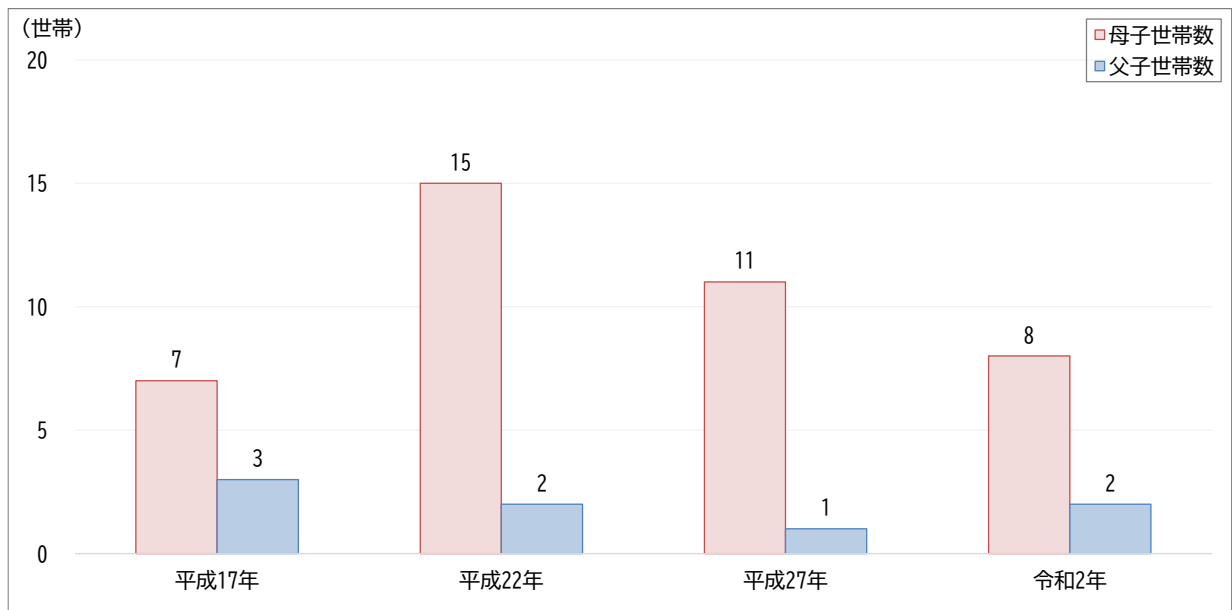
【18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

(6) ひとり親家庭の状況

令和2年の母子世帯数は8世帯、父子世帯数は2世帯となっています。



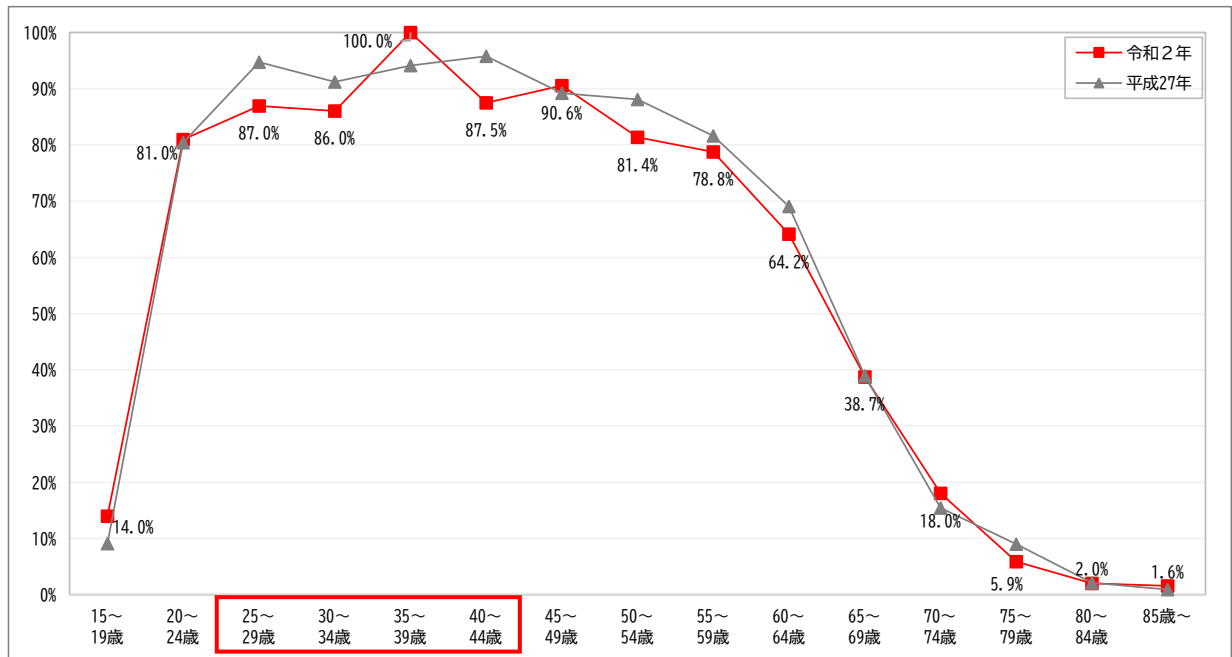
出典：国勢調査

(7) 女性の労働力率

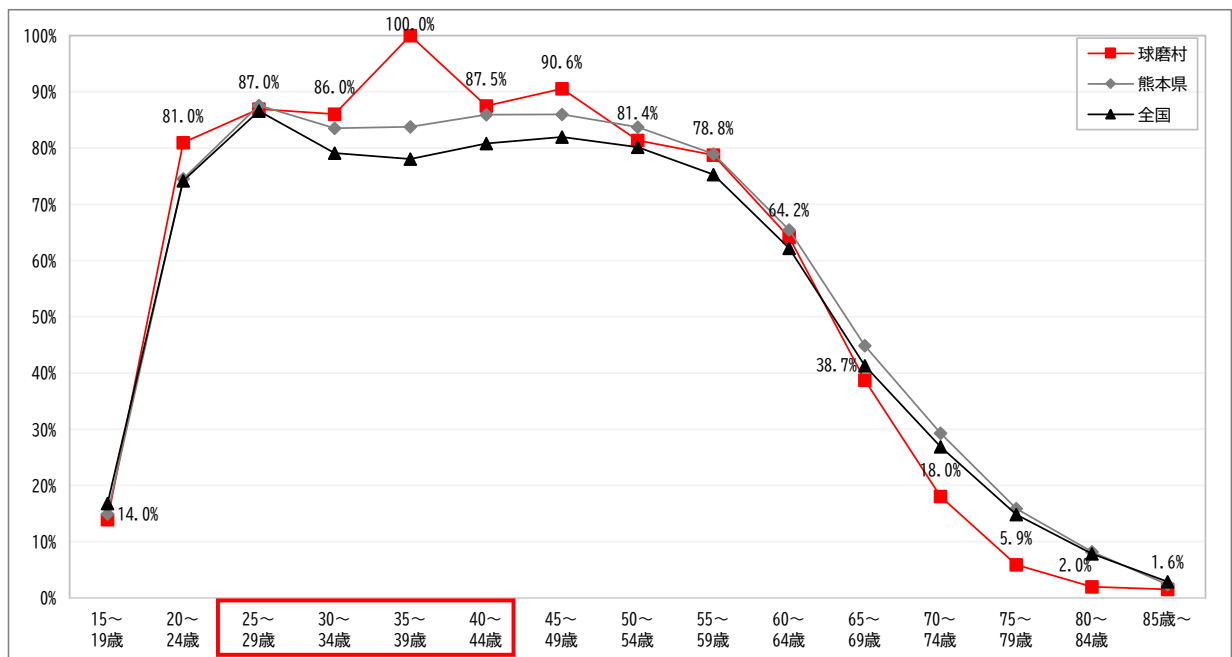
令和2年の本村の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率は、平成27年と比較すると35～39歳を除き下回っています。

全国及び熊本県と比較すると、ほぼ全ての年代で上回っています。

【女性の労働力率（本村の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国及び熊本県との比較）】



出典：国勢調査

2 保護者アンケート調査結果

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和6年7月

② 調査対象者及び調査方法

ア) 就学前児童保護者

本村在住の就学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配布回収を行いました。また、村外の保育施設等を利用しているお子さんの保護者や保育施設等を利用していないお子さんの保護者については、郵送による配布回収を行いました。

イ) 義務教育学校前期課程保護者

本村在住の義務教育学校前期課程のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配布回収を行いました。

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	38 件	33 件	86.8%
義務教育学校前期課程 保護者	67 件	61 件	91.0%
合計	105 件	94 件	89.5%

【留意事項】

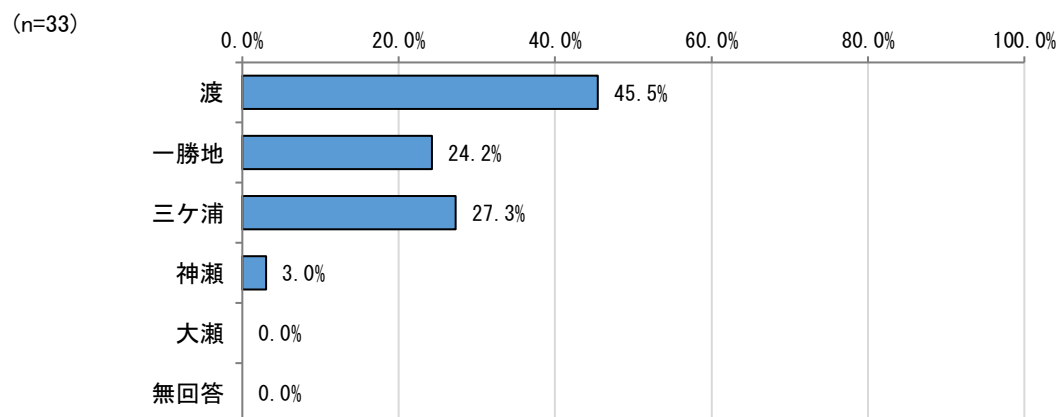
- ・ 図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

(2) 調査結果

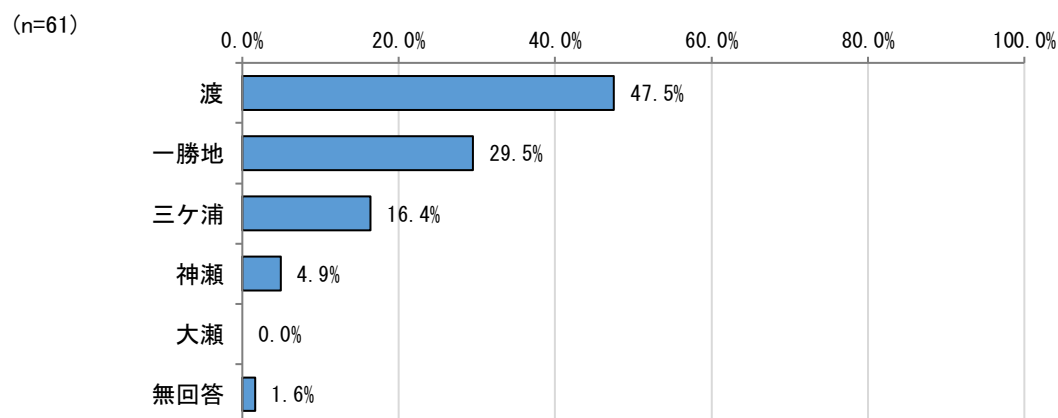
① お住まいの地区

就学前児童保護者、義務教育学校前期課程保護者ともに「渡」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



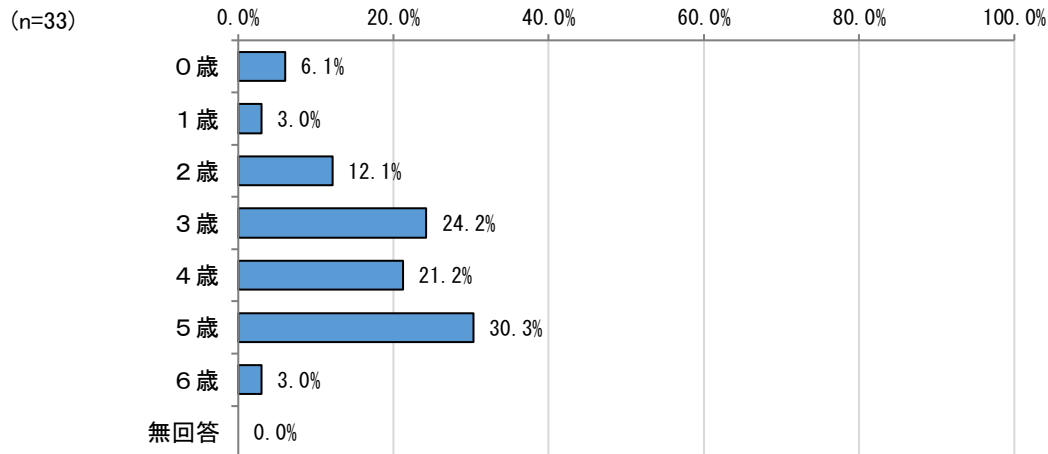
【義務教育学校前期課程保護者】



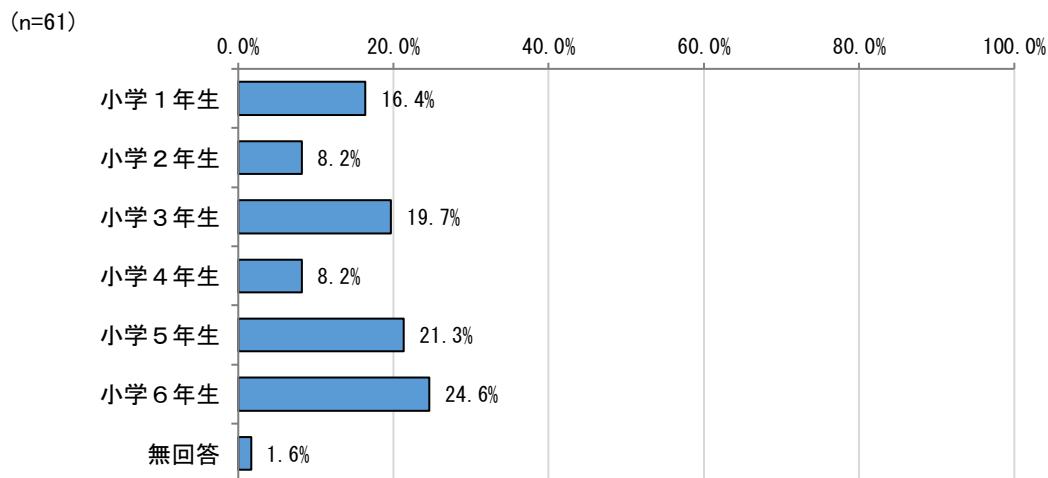
② お子さんの年齢、学年

就学前保護者は「5歳」が30.3%で最も高くなっています。義務教育学校前期課程保護者は「小学6年生」が24.6%で最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



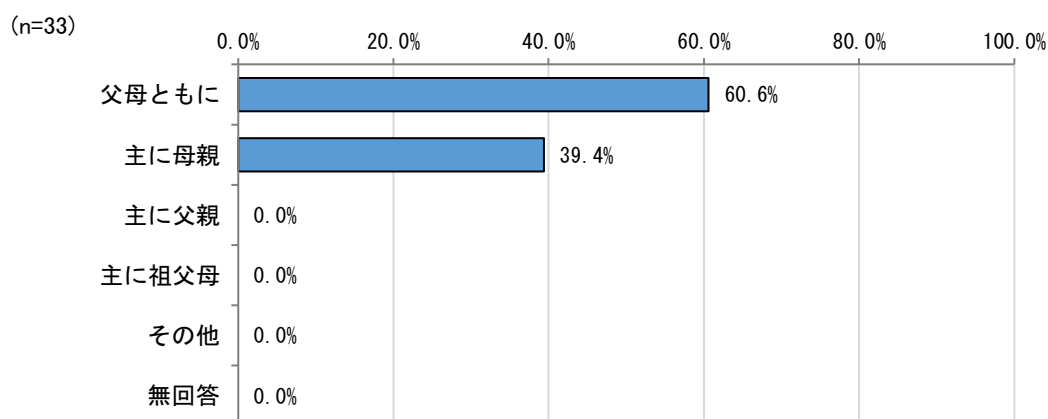
【義務教育学校前期課程保護者】



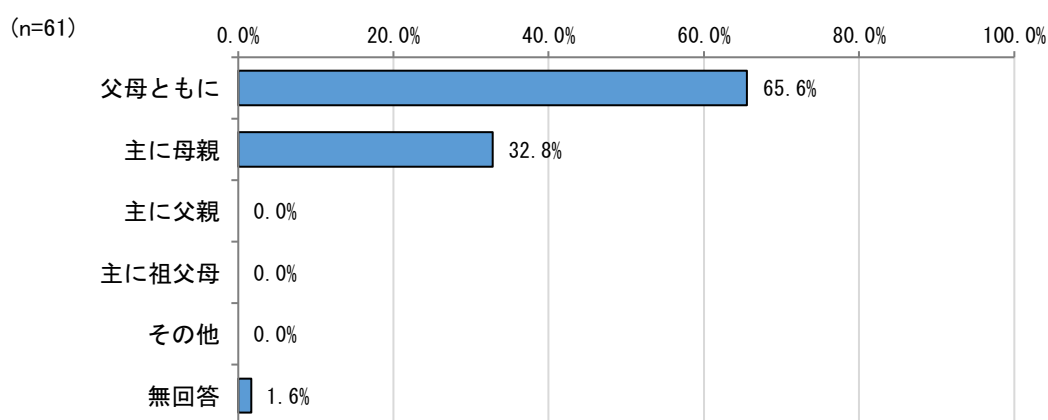
③ 子育てを主に行っている者

就学前児童保護者、義務教育学校前期課程保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



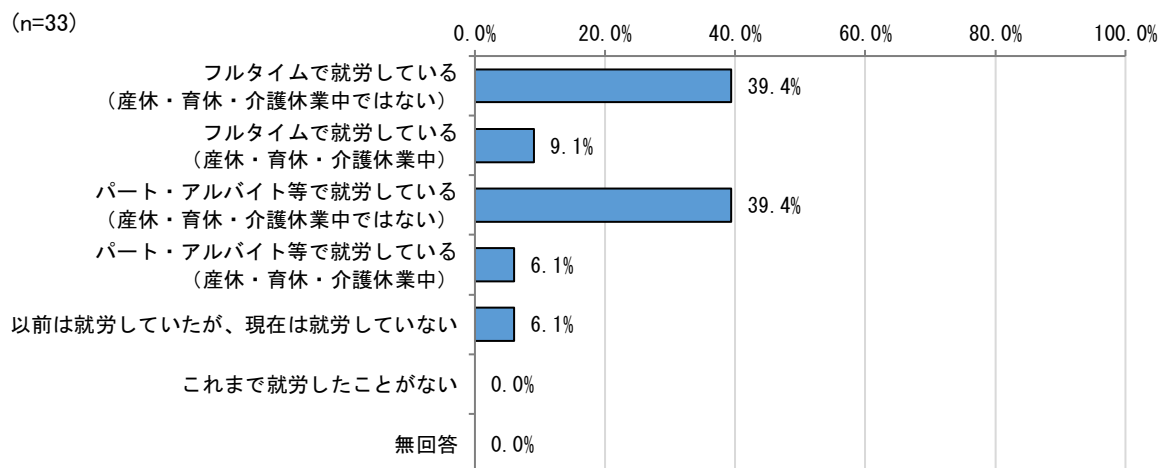
【義務教育学校前期課程保護者】



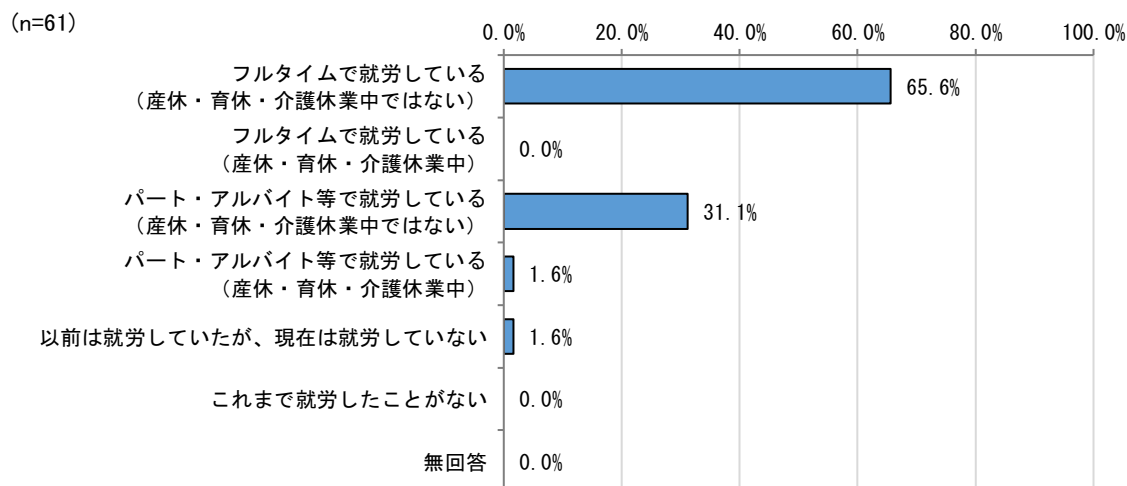
④ 母親の就労状況

就学前児童保護者は「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」が39.4%で最も高くなっています。義務教育学校前期課程保護者は「フルタイムで就労している」が65.6%で最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



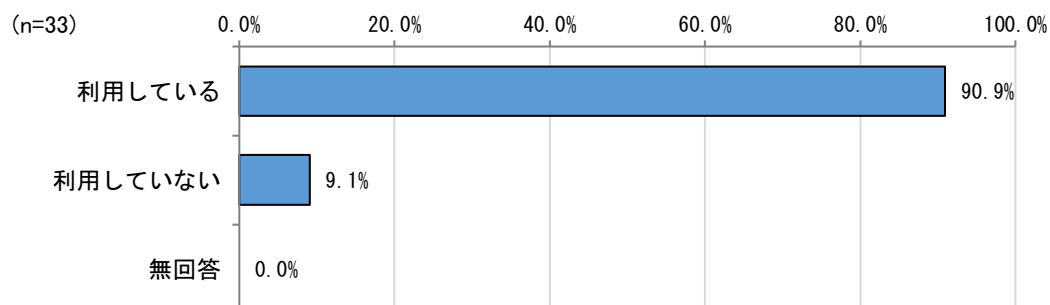
【義務教育学校前期課程保護者】



⑤ 保育所等の利用状況等（就学前児童保護者調査結果）

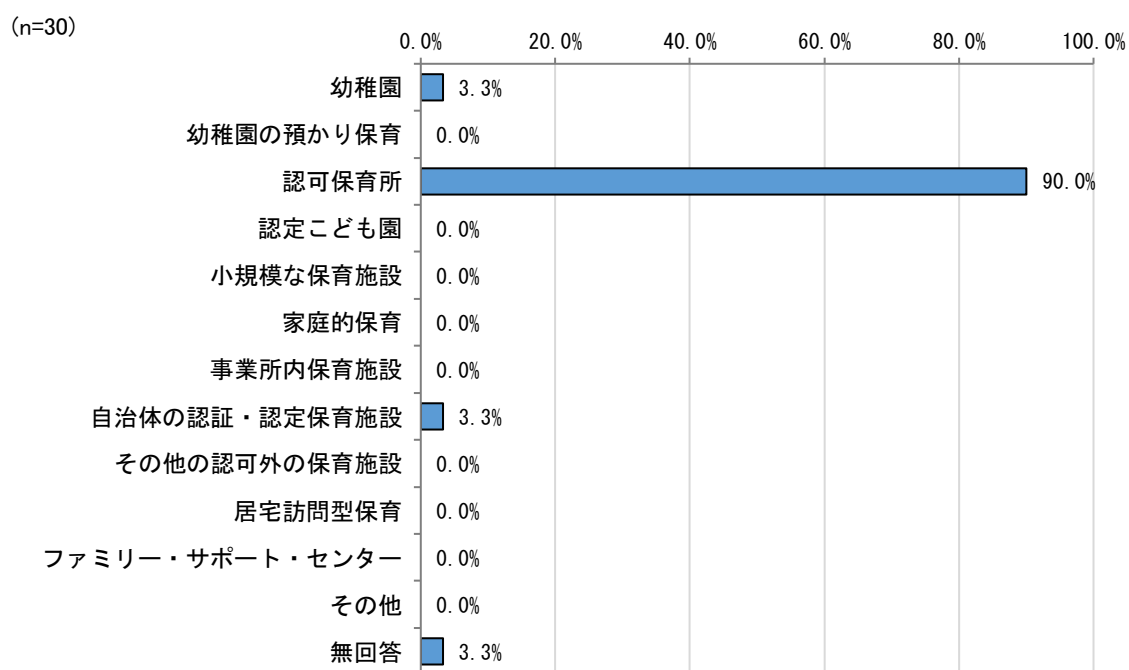
ア) 保育所等の利用状況

「利用している」が90.9%となっています。



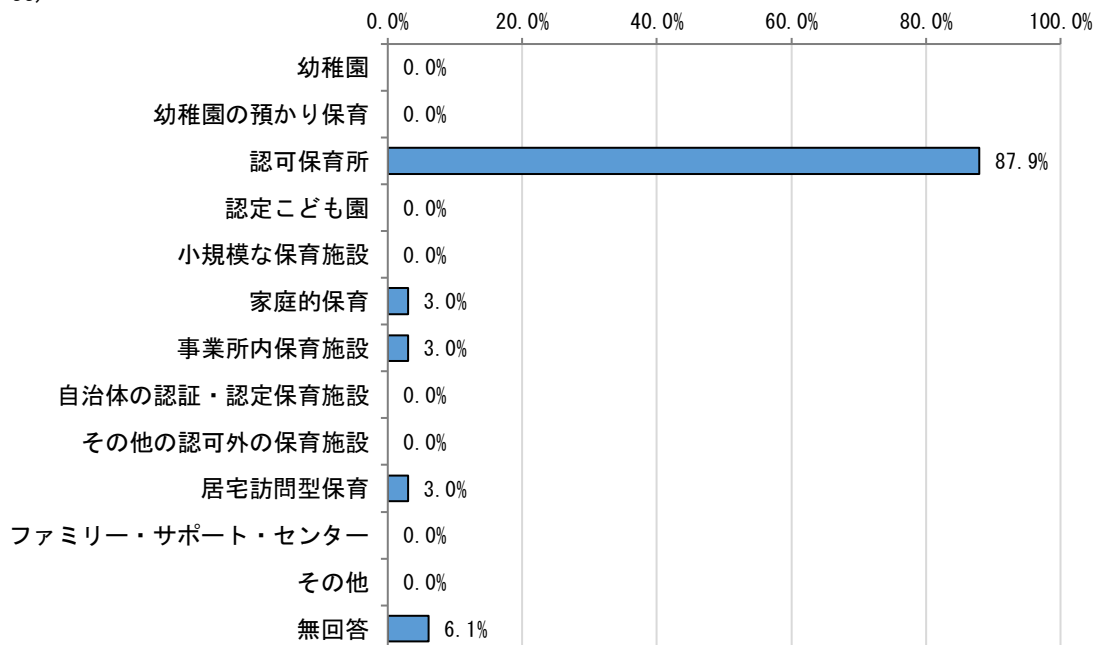
イ) 平日どのような教育・保育事業を利用しているか

「認可保育所」が90.0%で最も高くなっています。



ウ) 今後どのような教育・保育事業を利用したいか
「認可保育所」が87.9%で最も高くなっています。

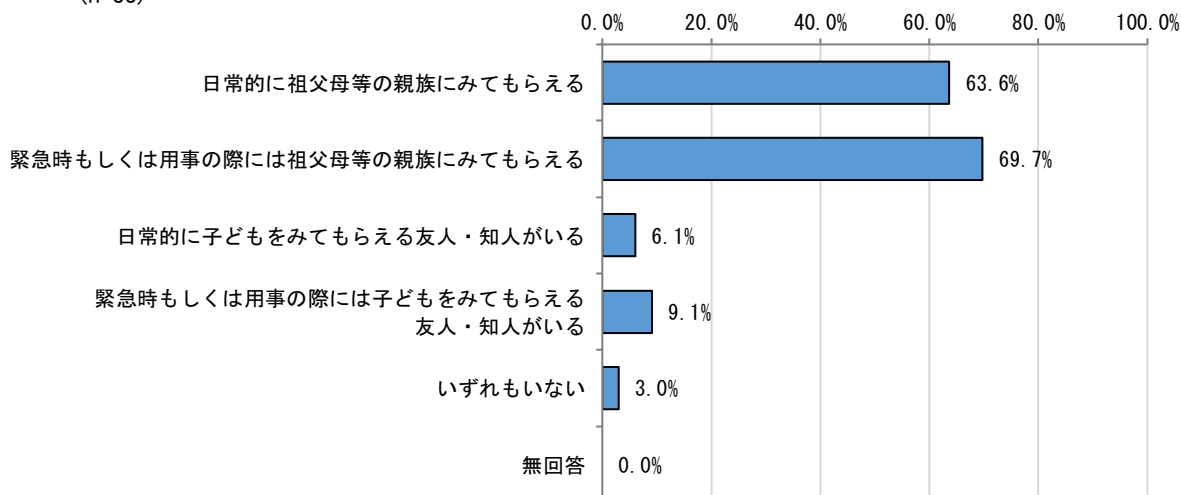
(n=33)



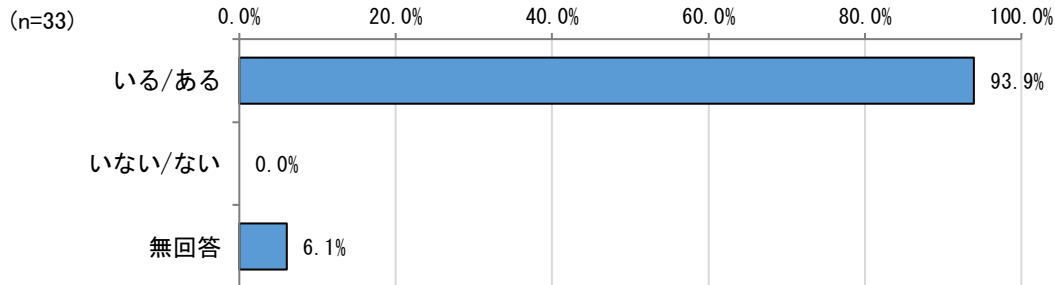
⑥ 日頃お子さんをみてもらえる親族等がいるか（就学前児童保護者調査結果）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」69.7%が最も高く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」63.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」9.1%となっています。「いずれもない」は3.0%となっています。

(n=33)

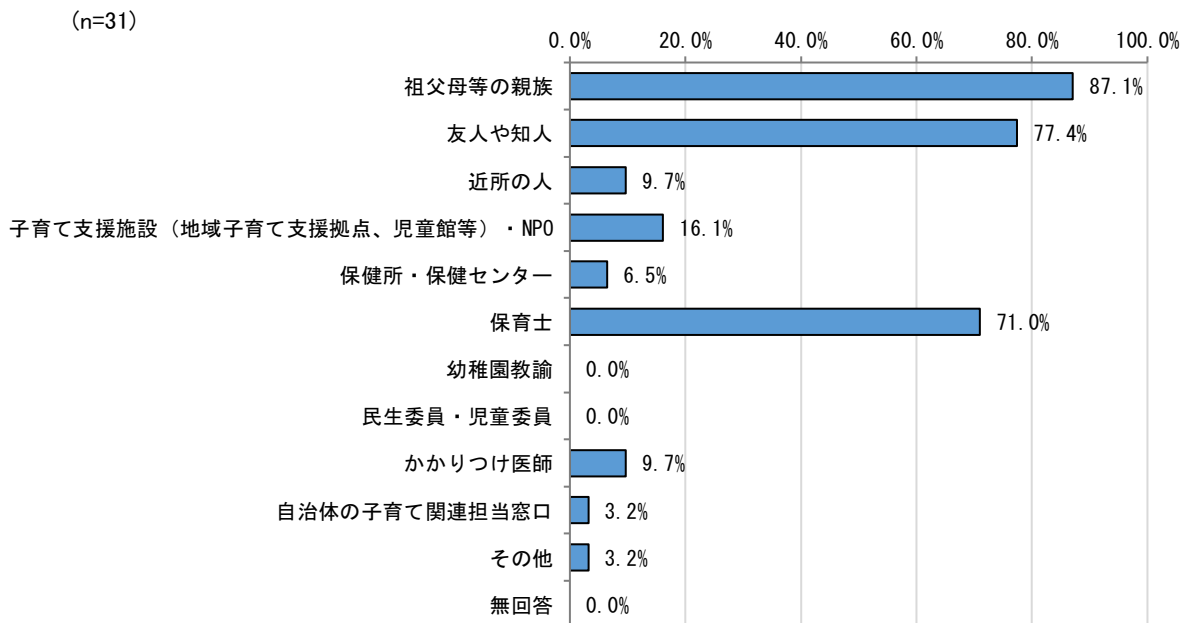


⑦ 子育てに関して、気軽に相談できる人がいるか（就学前児童保護者調査結果）
「いる/ある」が93.9%となっています。



⑧ 気軽に相談できる先（就学前児童保護者調査結果）

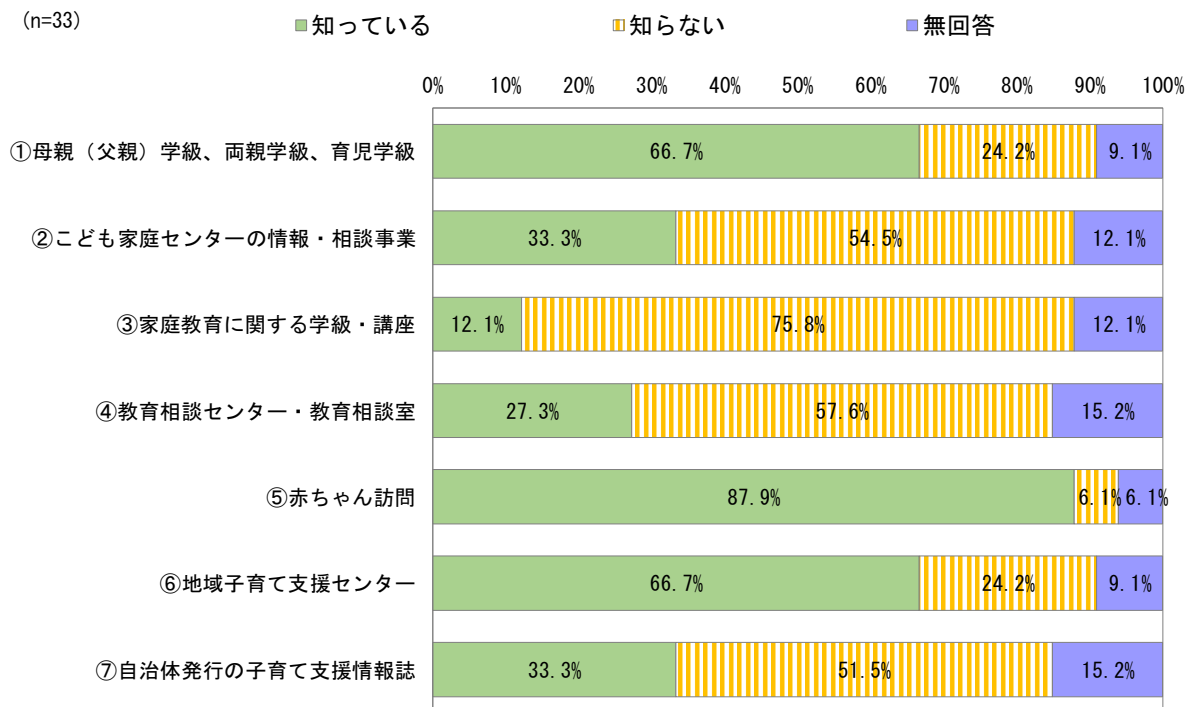
「祖父母等の親族」87.1%が最も高く、次いで、「友人や知人」77.4%、「保育士」71.0%となっています。



⑨ 本村で実施している子育て支援事業について（就学前児童保護者調査結果）

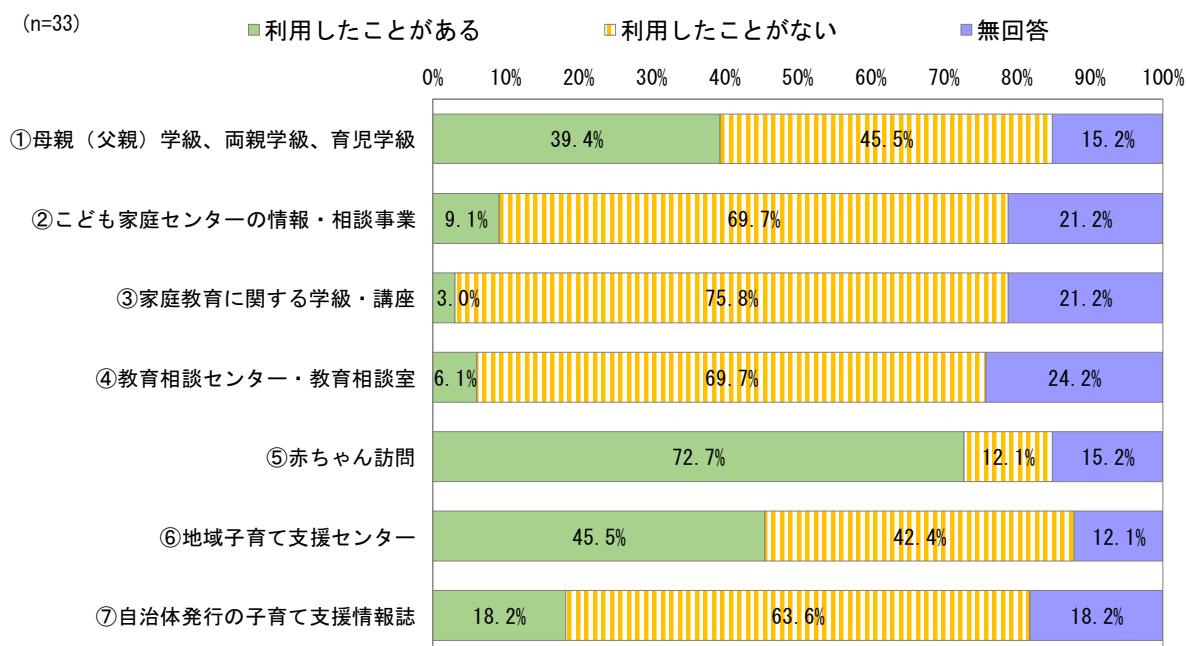
ア) 認知度

「赤ちゃん訪問」87.9%が最も高く、次いで、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「地域子育て支援センター」66.7%、となっています。



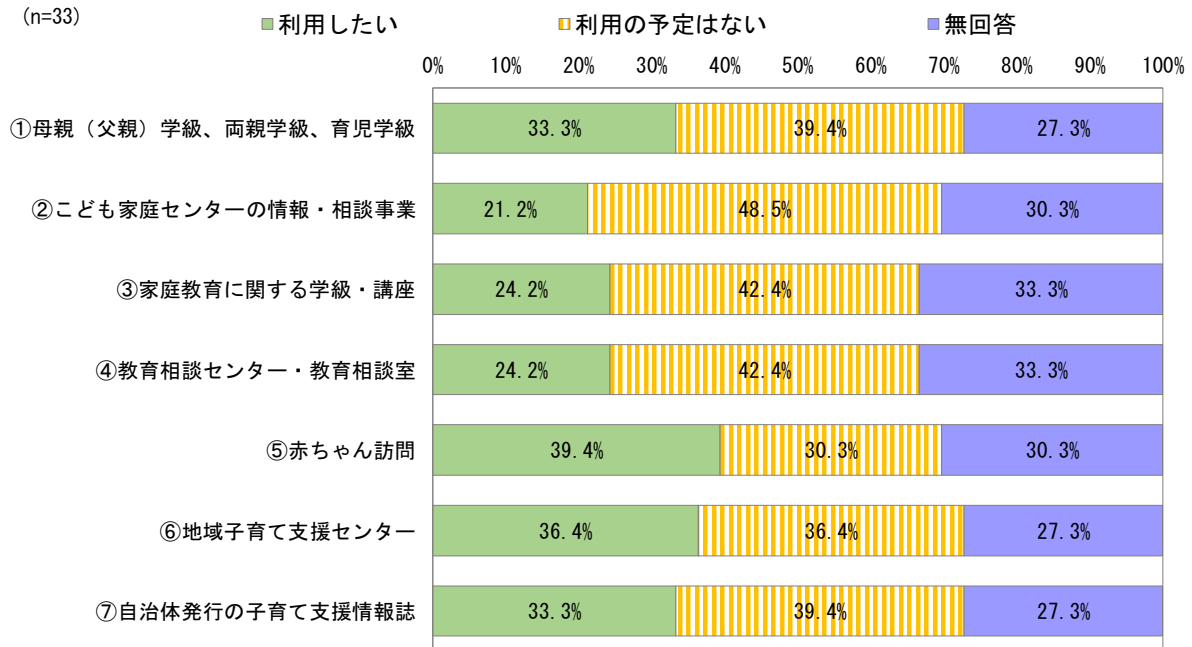
イ) 利用経験

「赤ちゃん訪問」72.7%が最も高く、次いで、「地域子育て支援センター」45.5%、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」39.4%となっています。



ウ) 利用意向

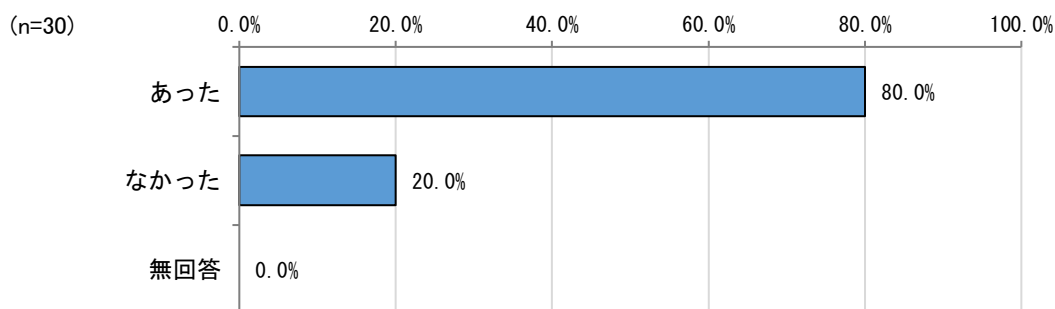
「赤ちゃん訪問」39.4%が最も高く、次いで、「地域子育て支援センター」36.4%、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「自治体発行の子育て支援情報誌」がいずれも33.3%となっています。



⑩ お子さんの病気等の際の対応について

ア) お子さんの病気やケガで保育所等を休んだ経験の有無

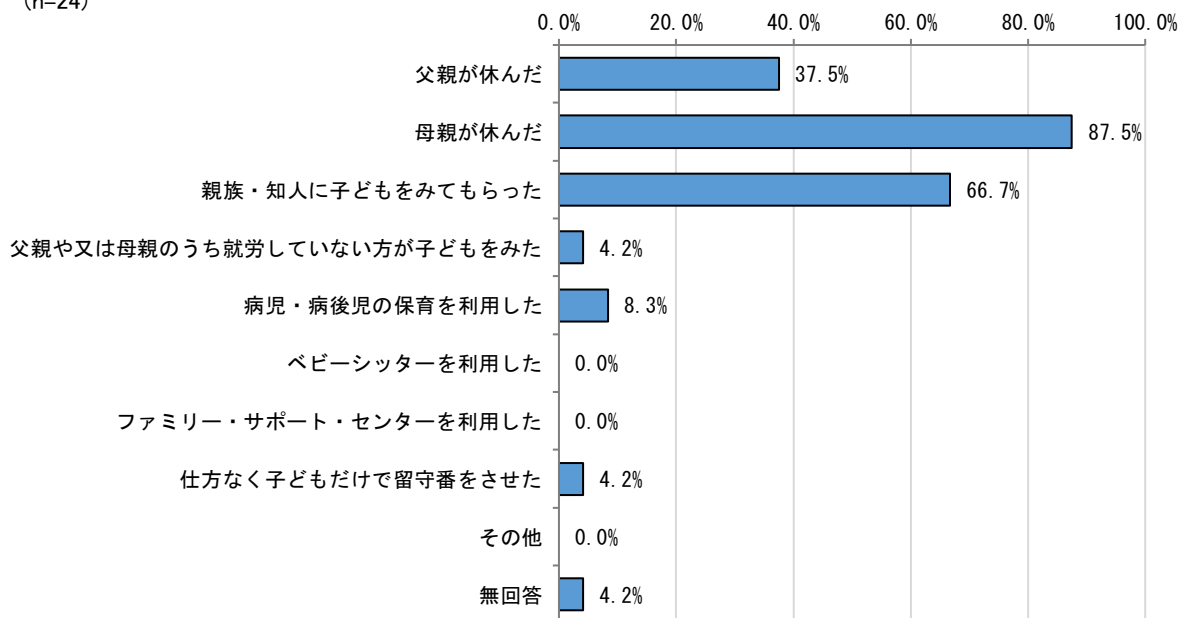
「あった」が80.0%、「なかった」が20.0%となっています。



イ) 子どもが保育所等を休んだ時の対処方法

「母親が休んだ」が87.5%で最も高く、次いで、「親族・知人の子どもをみてもらった」66.7%、「父親が休んだ」37.5%となっています。

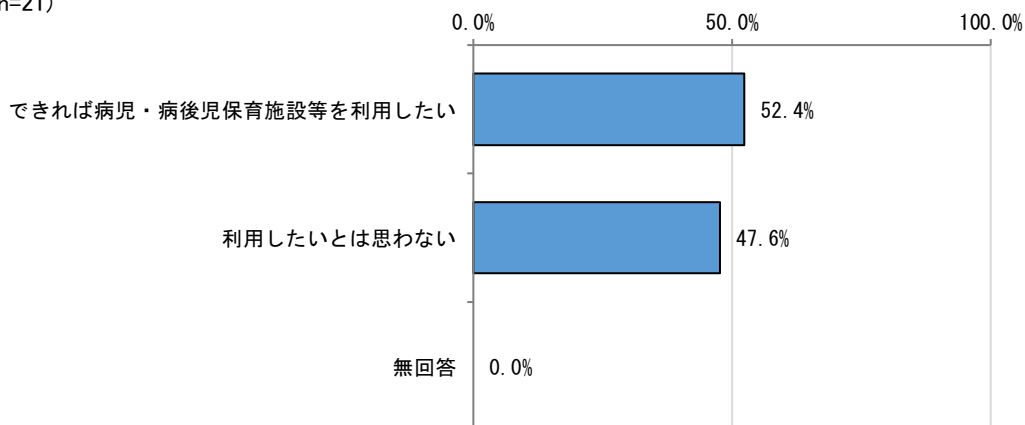
(n=24)



ウ) 病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が52.4%、「利用したいとは思わない」が47.6%となっています。

(n=21)

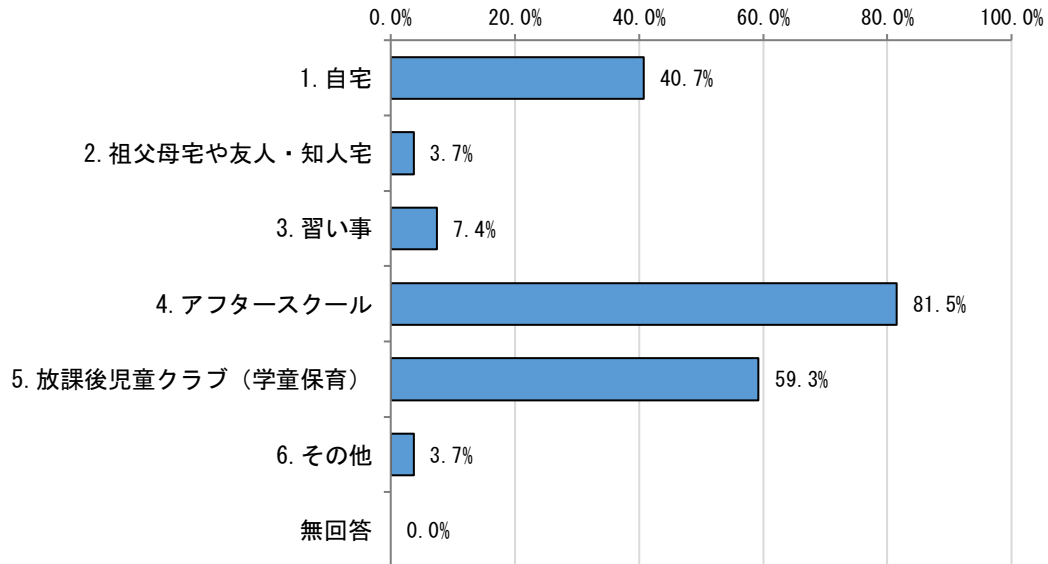


⑪ 放課後の過ごし方（義務教育学校前期課程保護者調査結果）

ア) 義務教育学校前期課程 1～3 年時

「アフタースクール」81.5%が最も高く、次いで、「放課後児童クラブ（学童保育）」59.3%、「自宅」40.7%となっています。

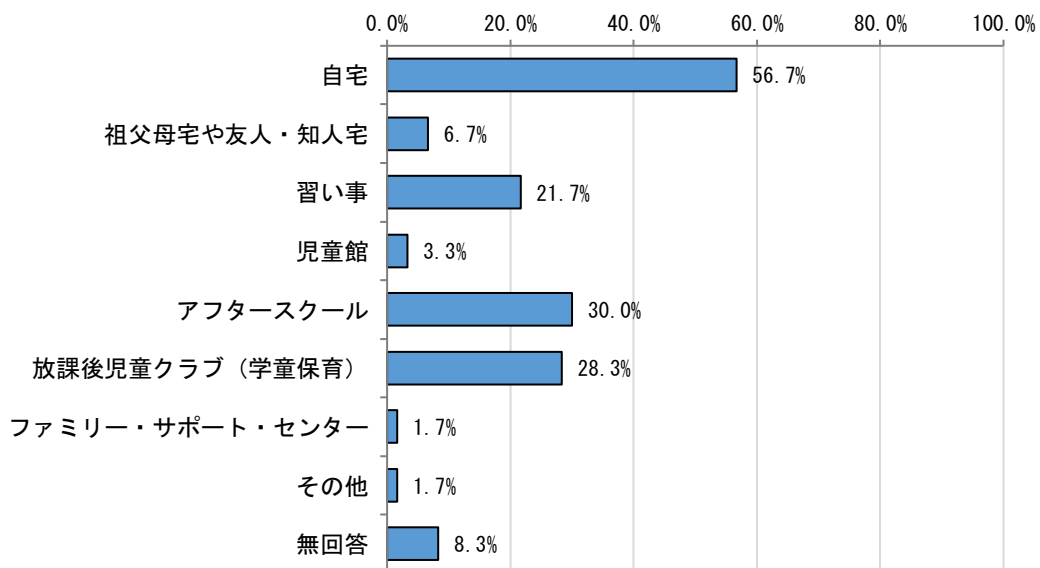
(n=27)



イ) 義務教育学校前期課程 4～6 年時

「自宅」56.7%が最も高く、次いで、「アフタースクール」30.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」28.3%となっています。

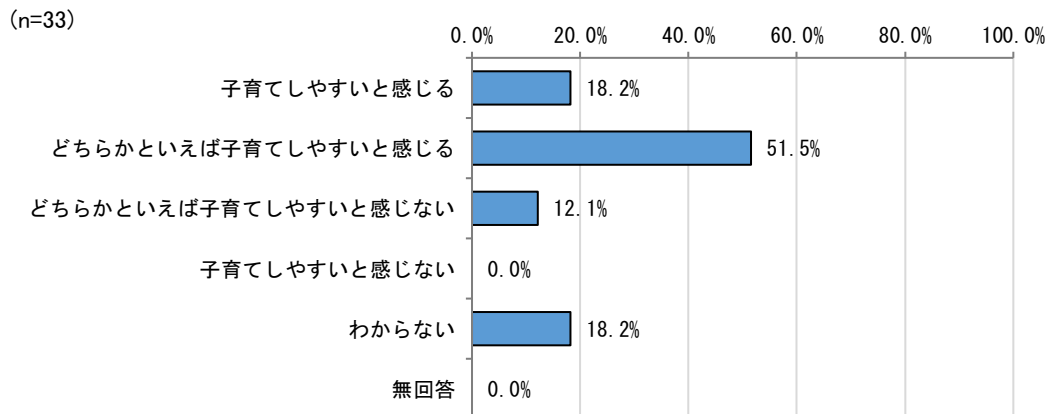
(n=60)



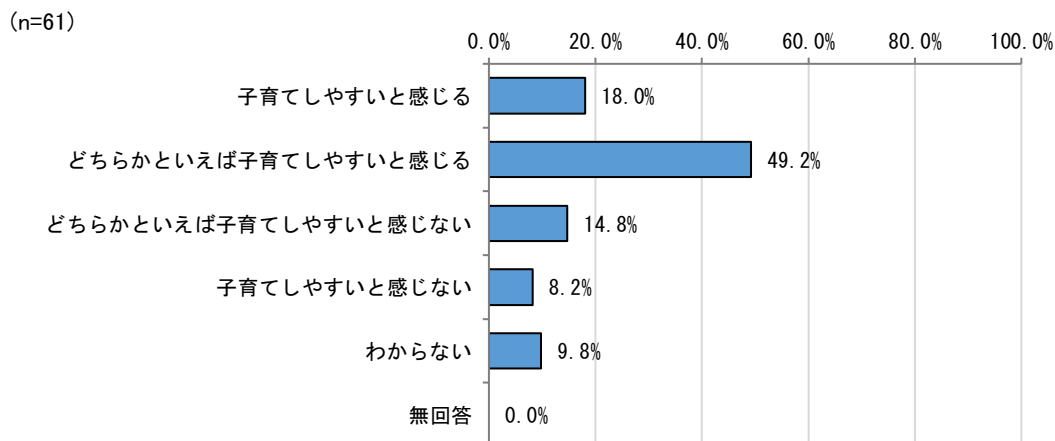
⑫ 球磨村は子育てしやすい環境であると思うか

「子育てしやすいと感じる」と「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 69.7%、義務教育学校前期課程保護者 67.2%となっています。

【就学前児童保護者】



【義務教育学校前期課程保護者】

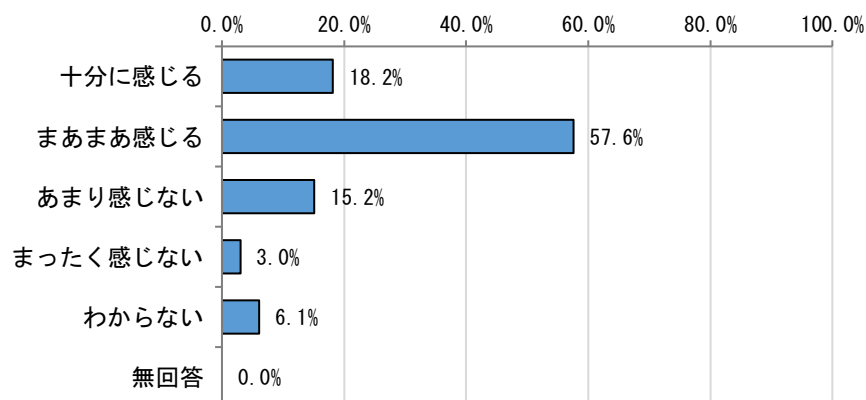


⑬ 子育てが地域や社会に支えられていると感じるか

「十分に感じる」と「まあまあ感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 75.8%、義務教育学校前期課程保護者 75.4%となっています。

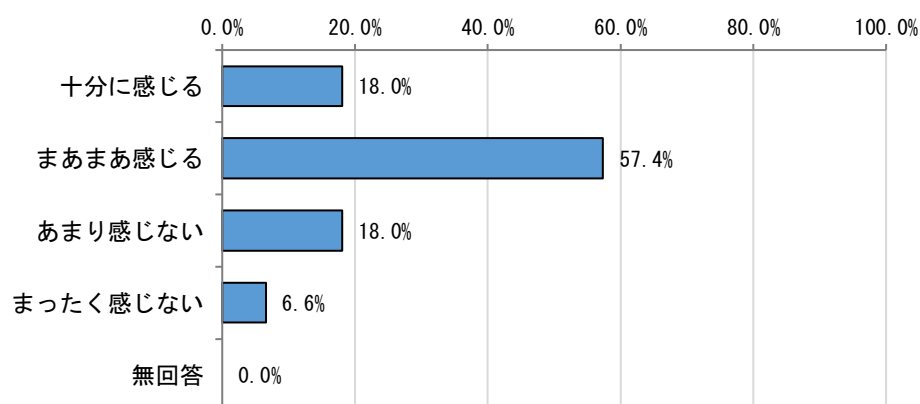
【就学前児童保護者】

(n=33)



【義務教育学校前期課程保護者】

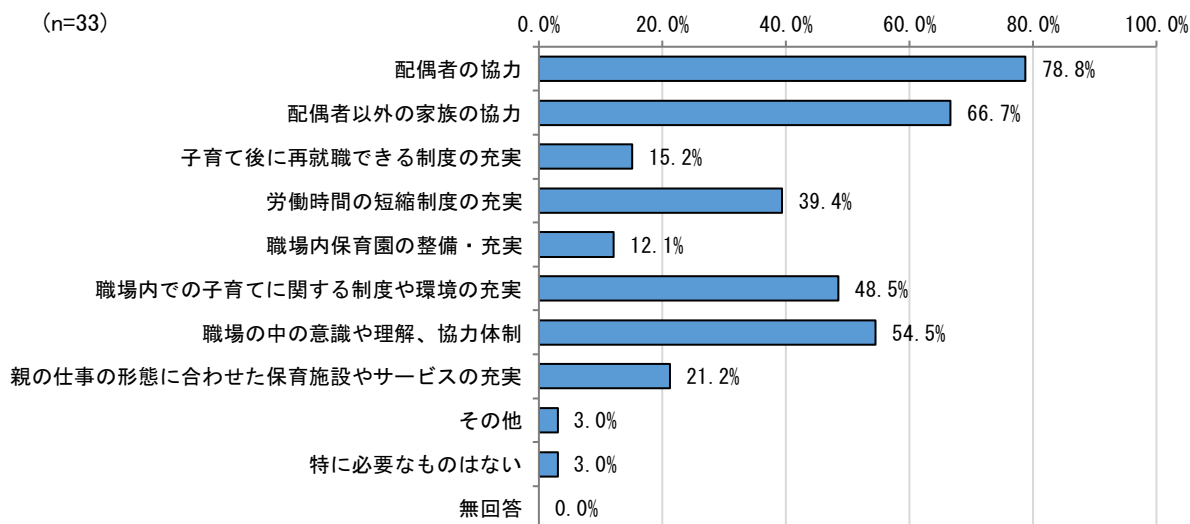
(n=61)



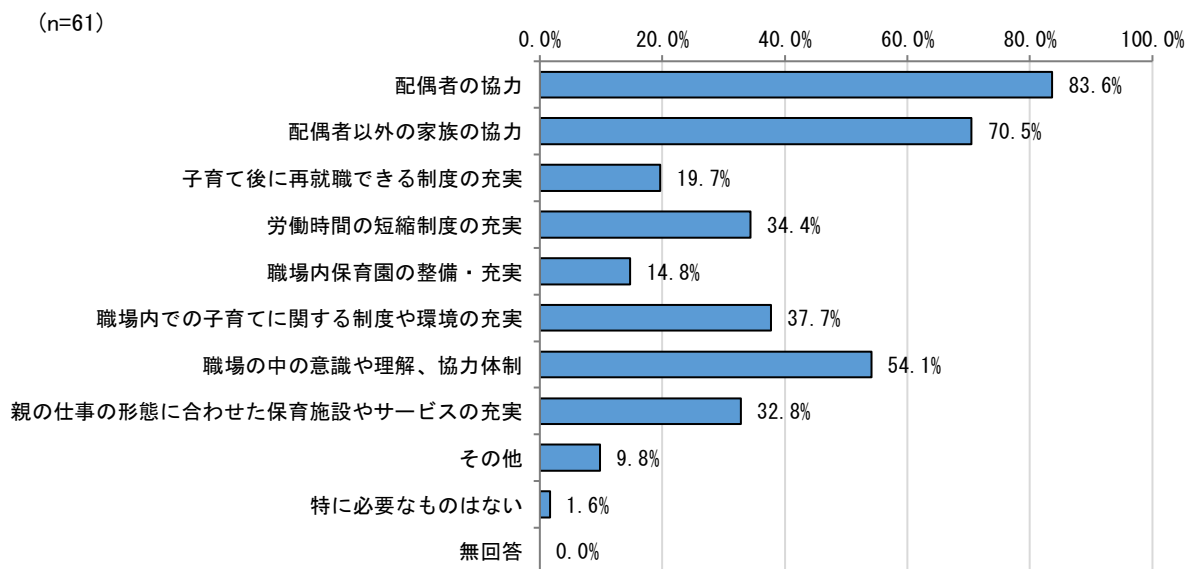
⑭ 仕事と子育てを両立させるために必要なこと

就学前児童保護者、義務教育学校前期課程保護者のいずれも、「配偶者の協力」が最も高く、次いで、「配偶者以外の家族の協力」、「職場の中の意識や理解、協力体制」となっています。

【就学前児童保護者】



【義務教育学校前期課程保護者】

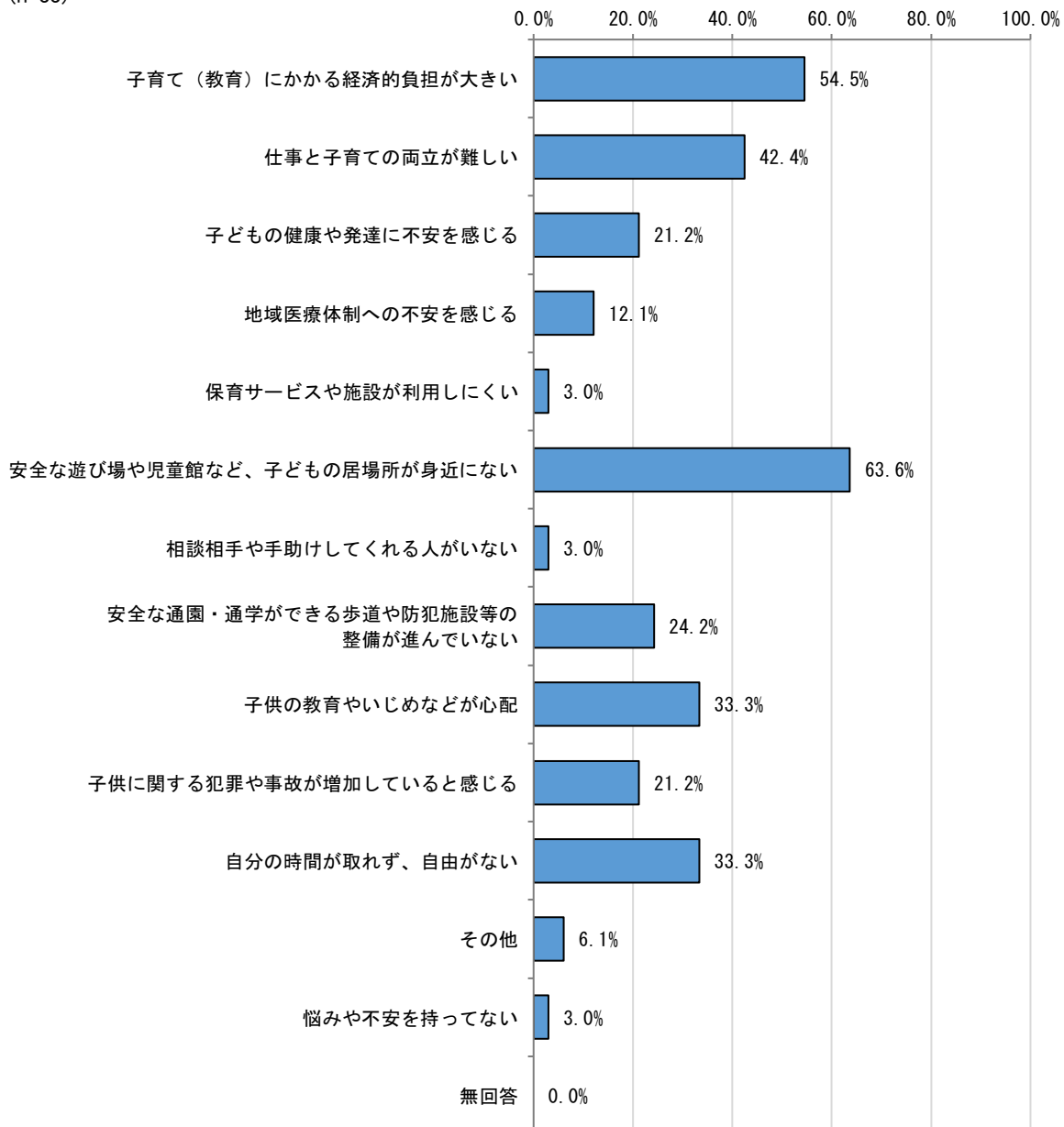


⑮ 子育てをする上での不安や悩み

就学前児童保護者では、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」63.6%が最も高く、次いで、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」54.5%、「仕事と子育ての両立が難しい」42.4%となっています。

【就学前児童保護者】

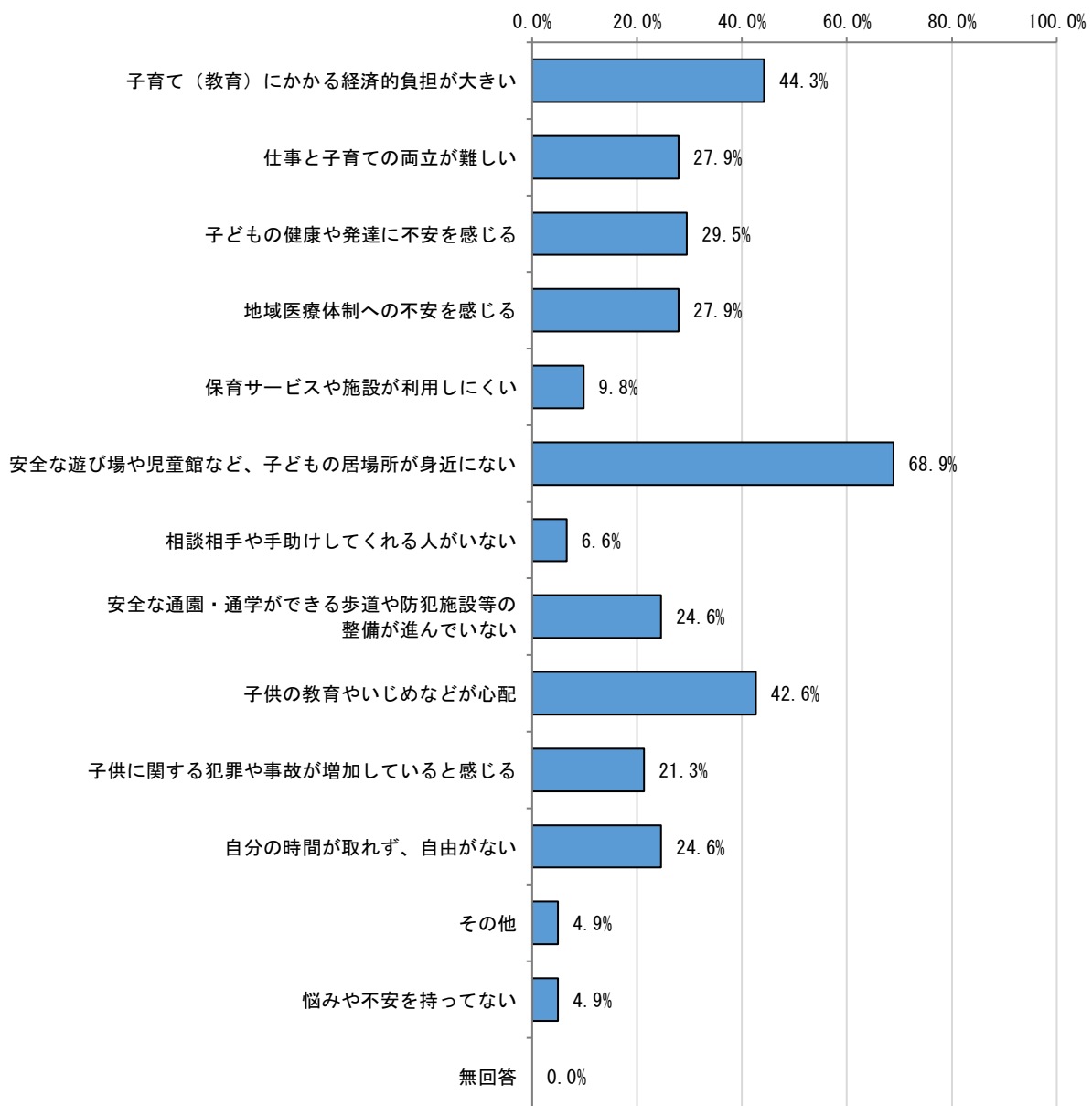
(n=33)



義務教育学校前期課程保護者では、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」68.9%が最も高く、次いで、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」44.3%、「子供の教育やいじめなどが心配」42.6%となっています。

【義務教育学校前期課程保護者】

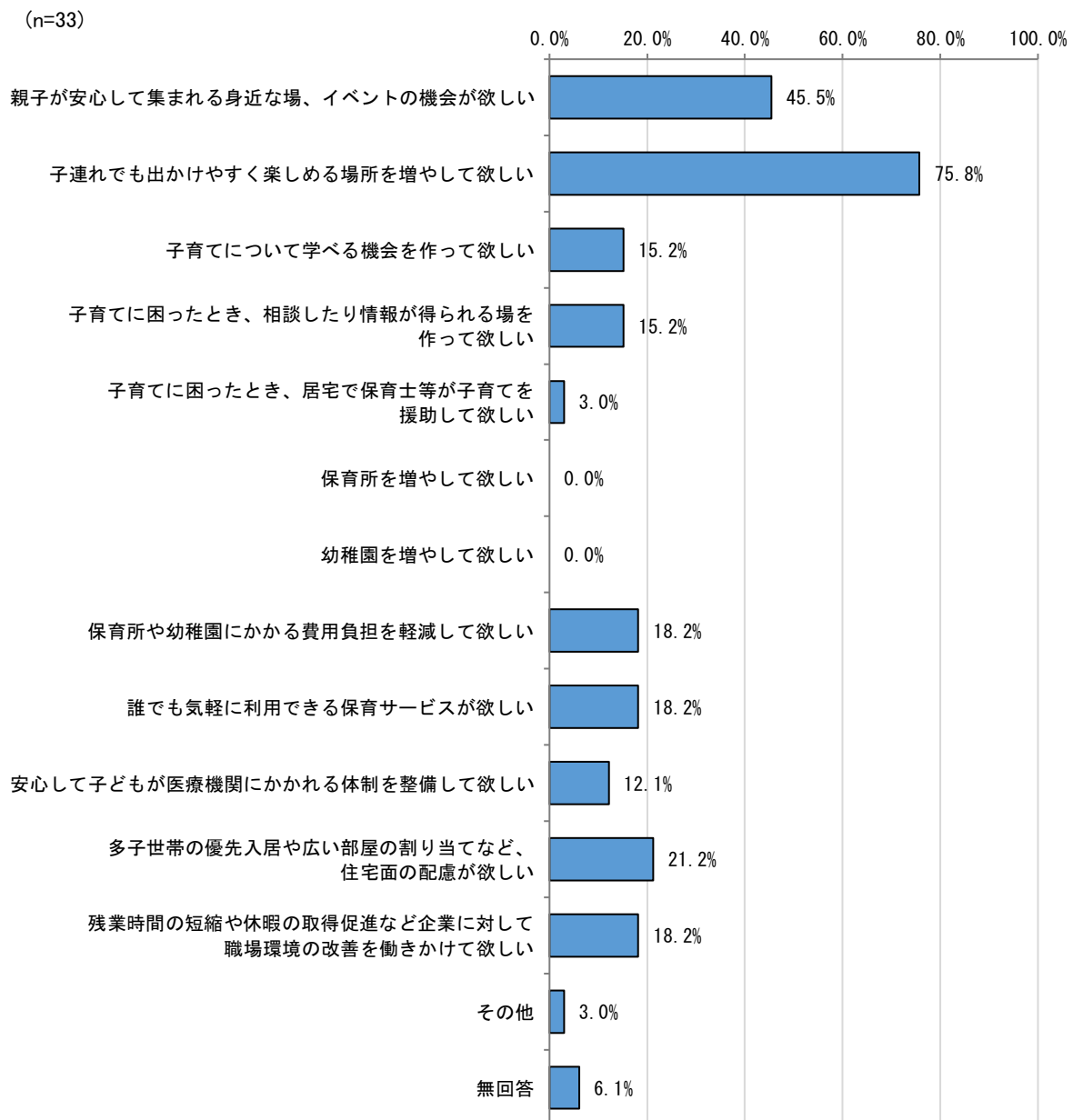
(n=61)



⑩ 必要だと思う子育て支援策

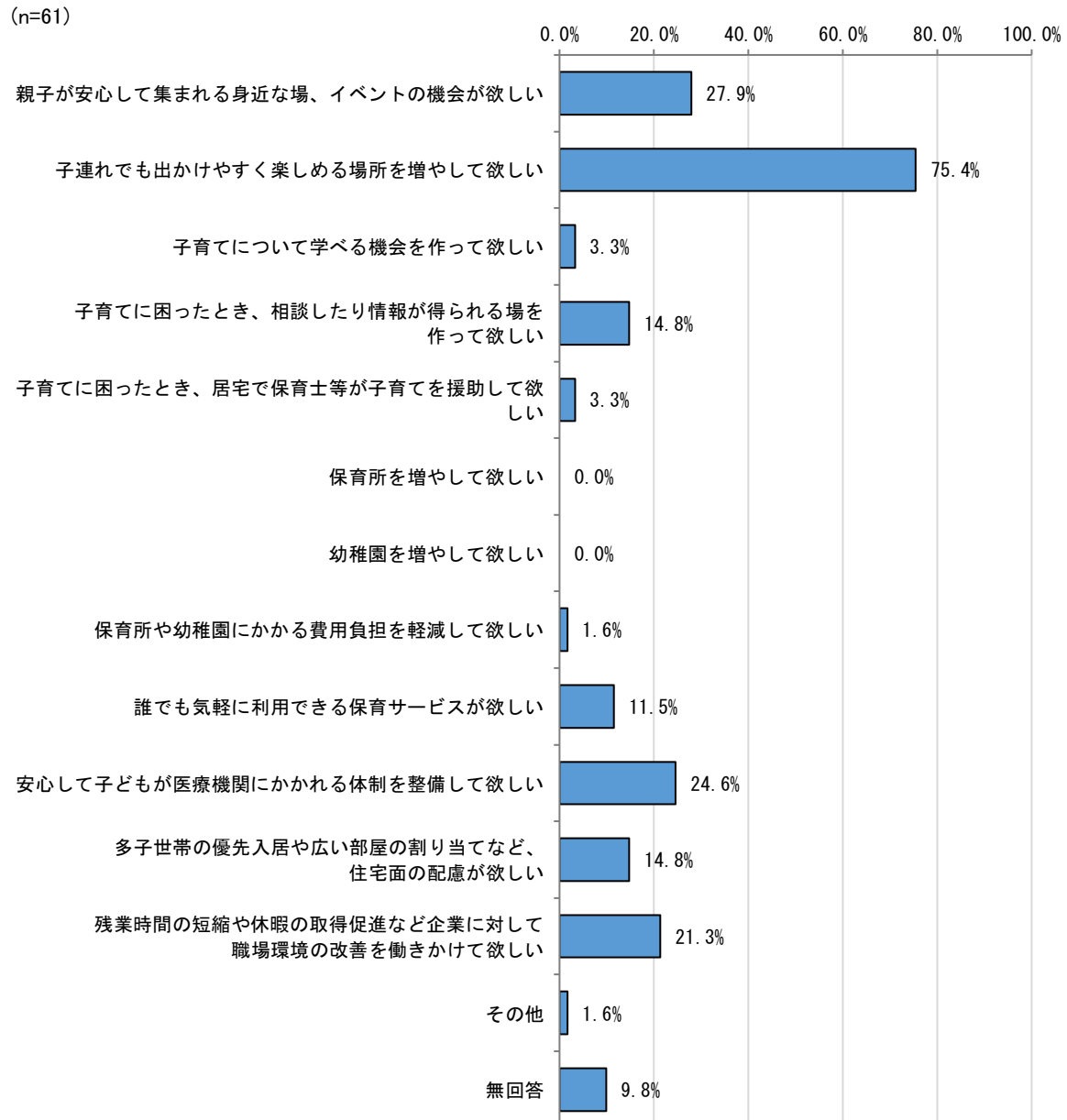
就学前児童保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」75.8%が最も高く、次いで、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」45.5%、「多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい」21.2%となっています。

【就学前児童保護者】



義務教育学校前期課程保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」75.4%が最も高く、次いで、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」27.9%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」24.6%となっています。

【義務教育学校前期課程保護者】



3 施設等ヒアリング結果

(1) 保育所

事業運営にあたっての課題、問題点等

- ・園児減少による定員割れ。定員を大幅に満たさないため、運営上かなり厳しい。
- ・定員を満たしてなくても職員配置は定員 20 名配置、加配が必要であり、人件費や施設費用の固定費は変わらないので、定員割れの状況は大きなダメージとなっている。
- ・福祉補助事業の充実が保育園継続につながると思う。
- ・少子化や災害の影響により、これから園児数の減少が一層見込まれる。定員が減ると現在行っている事業についても継続出来なくなる可能性が大きい。子どもや保護者への安心な保育環境と安定した保育所運営を出来るように、少子化対策の早急な施策の実現をしてもらいたい。

職員不足を解消するための効果的な対策・政策

- ・フルタイム勤務者だけを求めるのではなく、多様な働き方のパターンを考え、その人のニーズに合わせた勤め方を準備する。
- ・年次有給休暇がとりやすい職場環境に努める。
- ・職員の資質向上を図るため、園内で WEB を利用した園内研修の充実を図る。

保育園と義務教育学校との連携の現状や、さらに連携を効果的にするための意見

- ・既にコミュニティスクールの一環としてボランティア活動等を行っている。
- ・前期課程児童、園児との交流として芋の苗植え、芋ほり等を行っている。
- ・小1 プロブレム問題に対応するための保小部会の立ち上げが検討されている。
- ・地理的に離れており、様々な交流を進めていく上で障害がある。
- ・お互いに交流する場合の、園児・児童の交通手段の確保。

少子化対策へのアイデア

- ・空き家等を活用した移住体験。
- ・定住促進を図る。
- ・若い世帯が住む住宅の整備。

困難を抱えた児童の現状や必要と考えられる支援策

- ・困難を抱えた児童を、保育所が悩みなく受け入れられる体制を整えてもらいたい。
- ・困難を抱えた児童の保護者に支援が必要な場合があると考えられるため、園としても、気軽に相談できる場、環境を整えて、保護者への支援により子どもの生活が安定するよう心掛けている。

球磨村の子育て支援の取組などについて

- ・遊び場の確保、同世代の親が集まり、コミュニケーションが取れる場が必要かと思う。同世代が集まり、子育ての会話ができれば、お互いの悩みも解消でき、子どもにとっても良い環境が整うのではないかと思う。
- ・少子化対策や子育て支援について、スピード感を持って進めていかないと、球磨村から子どもがいなくなることも十分ありえると危惧している。
- ・球磨村のホームページをリニューアルし、子育て支援等をPRしてほしい。

(2) 義務教育学校（前期課程）

球磨村の教育環境や、青少年の健全育成などに関する課題、問題点等

- ・義務教育学校が開校して約3ヶ月が経過したが、分離型校舎のため児童及び職員の校舎間の移動等の煩雑さが続いている。また、時間帯によっては児童のみでの校舎間移動も発生しているため、交通事故等の危険性もはらんでいる。すぐには難しいかもしれないが、児童生徒の安全安心な学習環境の保障のためにも、一体型校舎の整備を求めたい。

放課後の過ごし方について、保護者からの要望等

- ・1年生～3年生の児童は、球磨村教育委員会主催のアフタースクールで放課後を過ごすことが多い。学習（宿題）の見守りや遊び（体験活動）等の時間を提供いただいているが、子どもたちが騒がしく過ごしているという話も聞いている。少ないスタッフの方で数十人の1年生～3年生の子供たちを見守るのは大変だと思う。アフタースクールのスタッフの増員があるとよいのではと思う。

保育園と義務教育学校との連携の現状や、さらに連携を効果的にするための意見

- ・現状では、園からのお便りの提供や定期的な情報交換会を実施している。また、学習活動での連携（わくわくタイム）を図っている。
- ・渡保育園は学校から離れているので、わくわくタイム実施の際に移動に時間がかかる。スクールバスを学校側から手配して対応しているが、園から直接スクールバスの要望が出せれば、よりスムーズに連携した取組を実施できるのではと考えている。

困難を抱えた児童の現状や、必要と考えられる支援策

- ・毎年、支援を必要とする児童が少なくない。その中には、入学までに保育相談や療育の経験がない若しくは少ないと思われる児童もいる。就学前に、児童がもつ発達課題等に基づいた保育相談や療育を進めてもらえれば、入学後の学校生活をより落ち着いた状態で始めることができるものと思われる。

少子化対策へのアイデア

- ・ 村内に若い世代の定住を促すためにも、商店や病院等を誘致して生活の利便性を向上させる。

球磨村の子育て支援の取組などについて

- ・ 低学年児童の給食では、偏食や食の細さ、食事に時間がかかる児童も多いことから、以前にもまして指導が困難な状況が続いている。児童の就学前の食についての学びを充実させてほしい。

第3章 第2期計画の実施状況及び本村の課題

1 見込み及び実績の状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項 目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和 2 年度	計 画	0人	61人	16人	36人	52人
	実 績	0人	67人	4人	27人	31人
	差異（実績-計画）	0人	6人	▲12人	▲9人	▲21人

令和 3 年度	計 画	0人	61人	14人	34人	48人
	実 績	1人	72人	5人	20人	25人
	差異（実績-計画）	1人	11人	▲9人	▲14人	▲23人

令和 4 年度	計 画	0人	56人	12人	32人	44人
	実 績	0人	50人	4人	25人	29人
	差異（実績-計画）	0人	▲6人	▲8人	▲7人	▲15人

令和 5 年度	計 画	0人	52人	12人	28人	40人
	実 績	0人	39人	7人	16人	23人
	差異（実績-計画）	0人	▲13人	▲5人	▲12人	▲17人

令和 6 年度	計 画	0人	50人	12人	24人	36人
	実 績	0人	30人	2人	13人	15人
	差異（実績-計画）	0人	▲20人	▲10人	▲11人	▲21人

※1号認定：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校入学前までの子ども

※2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校入学前までの子ども

※3号認定：保育が必要な要件に該当する、0歳から2歳までの子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※地域子ども・子育て支援事業については、延べ人数を「人回」、実人数を「人」と表記しています。

① 利用者支援事業

【基本型・特定型】

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
実 績	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

※従来通り、村窓口にて対応

【母子保健型】

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
実 績	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

② 地域子育て支援拠点事業

年間延べ回数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	110 人回	100 人回	114 人回	112 人回
実 績	196 人回	124 人回	146 人回	103 人回
差異（実績-計画）	86 人回	24 人回	32 人回	▲9 人回

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

③ 妊婦健康診査事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	15 人	15 人	15 人	14 人
実 績	14 人	10 人	8 人	7 人
差異（実績-計画）	▲1 人	▲5 人	▲7 人	▲7 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	15 人	15 人	15 人	14 人
実 績	14 人	5 人	9 人	11 人
差異（実績-計画）	▲1 人	▲10 人	▲6 人	▲3 人

⑤ 養育支援訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績	0 人	0 人	0 人	0 人
差異（実績-計画）	0 人	0 人	0 人	0 人

⑥ 子育て短期支援事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差異（実績-計画）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差異（実績-計画）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑧ 一時預かり事業

ア) 幼稚園型

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差異（実績-見込み）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

イ) 幼稚園型以外

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	503 人日	516 人日	472 人日	419 人日
実 績	310 人日	355 人日	22 人日	103 人日
差異（実績-見込み）	▲193 人日	▲161 人日	▲450 人日	▲316 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑨ 延長保育事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	28 人	29 人	27 人	24 人
実 績	42 人	57 人	43 人	40 人
差異（実績-計画）	14 人	28 人	14 人	16 人

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

⑩ 病児保育事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	307 人日	315 人日	288 人日	256 人日
実 績	28 人日	43 人日	29 人日	59 人日
差異（実績-計画）	▲279 人日	▲272 人日	▲259 人日	▲197 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑪ 放課後児童健全育成事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績	0 人	0 人	0 人	0 人
差異（実績-計画）	0 人	0 人	0 人	0 人

（参考）放課後子ども教室（アフタースクール）

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	60 人	51 人	54 人	55 人
実 績	129 人	113 人	84 人	85 人
差異（実績-計画）	69 人	62 人	30 人	30 人

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

2 基本目標、基本施策ごとの主な事業・取組の実施状況

基本目標1 地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

【主な事業・取組の実施状況】

一時預かり事業（保健福祉課）				
概要	保護者の病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	310人	355人	22人	103人

地域子育て支援拠点事業（陽だまり）（保健福祉課）				
概要	地域全体での子育てを支援する基盤と形成を図るため、保育園機能を生かし保育園児・未就園児に関わらず子育て支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	196人	124人	146人	103人

放課後子ども教室（アフタースクール）（教育委員会）				
概要	放課後子ども教室では、学校の教室を利用して、放課後及び長期休業日の活動拠点（居場所）を設け、地域の人たちと協力して読書・スポーツ・補充学習のほか、ボランティアによる体験活動を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安全管理員数	2人	2人	2人	2人

病後児保育事業（体調不良児対応型）（保健福祉課）				
概要	保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かることで、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	28人	43人	29人	59人

通年における子どもの居場所づくり（教育委員会）				
概要	通年で村内図書室を開放し、子どもの居場所を確保する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	1人	1人	0人

2 保育サービスの充実

【主な事業・取組の実施状況】

通常保育事業（保健福祉課）				
概要	保護者等が就労又は病気等により、家庭での保育ができない乳幼児を保育所等にて預かる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数	120人	105人	82人	66人

延長保育事業（保健福祉課）				
概要	保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	1,116人	1,222人	556人	595人

休日保育事業（保健福祉課）				
概要	休日に就労等により、家庭での保育ができない乳幼児を預かる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	60人	66人	52人	48人

3 子育て支援のネットワークづくり

【主な事業・取組の実施状況】

【再掲】地域子育て支援拠点事業（陽だまり）（保健福祉課）				
概要	地域全体での子育てを支援する基盤と形成を図るため、保育園機能を生かし保育園児・未就園児に関わらず子育て支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	196人	124人	146人	103人

子育てガイドブック（保健福祉課）				
概要	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知され、有効に利用されるよう、様々な媒体を活用した効果的な広報活動や、子育てガイドブック等の作成・配布等による情報提供を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布数	14部	10部	8部	7部

4 子どもの健全育成

【主な事業・取組の実施状況】

民生委員・児童委員 協議会活動の支援（保健福祉課）				
概要	民生委員・児童委員協議会による学校訪問の実施し、意見交換会を行う。（令和2～3年度は災害等にて実施なし。）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催数	0回	0回	1回	1回

放課後子ども教室（アフタースクール）等での活動支援（教育委員会）				
概要	教育委員会や学校支援ボランティア（学校応援団）が小学校へ出向き、ニュースポーツや昔遊び等を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	7回	4回	4回	10回

球磨村青少年育成村民会議の開催（教育委員会）				
概要	子どもたちの現状・問題点を共有し、解決策の検討など継続した会議を開催する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催数	0回	1回	1回	1回

くまっ子リーダー体験塾（教育委員会）				
概要	課外活動を通じ、集団行動や規律、リーダーシップを学ぶ機会への参加を支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	0人	0人	0人	2人

5 地域子育て世代間交流の推進

【主な事業・取組の実施状況】

地域学校協働活動事業（教育委員会）				
概要	小中学生と地域住民との交流を図り、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営を行い、「地域とともにある学校」への転換を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	2回	30回	31回	73回

【再掲】放課後子ども教室（アフタースクール）等での活動支援（教育委員会）				
概要	教育委員会や学校支援ボランティア（学校応援団）が小学校へ出向き、ニュースポーツや昔遊び等を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	7回	4回	4回	10回

基本目標2 母性並びに乳幼児および乳児等の健康の確保及び増進

1 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

母子健康手帳交付事業（保健福祉課）				
概要	妊婦が心も身体も元気で、安心して出産へ向かうことができるよう、妊娠届出時に健康手帳を交付する。また、交付時に保健師が対応しており、健康相談ができる体制をとっている。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	14件	10件	8件	7件
相談件数	14件	10件	8件	7件

妊婦健康診査事業、乳幼児健診（保健福祉課）				
概要	妊婦期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、訪問指導・健康診査の充実を図る。また、出産準備や相談の場、妊婦健診費用補助等の充実を図る。さらに、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う。			
妊婦健康診査事業				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	172 件	102 件	96 件	78 件
3～4か月児健診				
受診者数	15 人	9 人	5 人	6 人
受診率	100%	100%	100%	100%
6～7か月児健診				
受診者数	13 人	10 人	9 人	6 人
受診率	100%	100%	100%	100%

1歳6か月児健診				
受診者数	12人	13人	10人	8人
受診率	100%	100%	100%	100%
3歳児健診				
受診者数	24人	15人	13人	9人
受診率	100%	100%	100%	100%

発達障害児支援の充実（保健福祉課）				
概要	発達障害児の早期発見・早期療育のための、健康診査の充実と育児不安解消の相談の場の充実を図るとともに、保育園との連携を強化する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達相談件数	20件	24件	10件	9件

感染症予防の推進（保健福祉課）				
概要	定期予防接種による感染症予防を推進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診件数	0件	0件	264件	219件

子ども医療費助成事業（税務住民課）				
概要	出生から高校3年生までの子どもを対象に、入院（食事代も対象）・通院・歯科・調剤・装具等で診療を受けた場合、医療費（保険診療分）を助成する制度。これにより実質、子どもの医療費は無料となる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	4,564件	4,559件	4,375件	3,851件

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

薬物乱用防止講話（教育委員会）				
概要	学校薬剤師を招き、児童生徒に対して薬物乱用防止の講話を実施し、薬物から自分を守るために必要なことを学習する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
薬物乱用防止教室	3回	3回	3回	3回

学校等カウンセリング事業（教育委員会）				
概要	スクールカウンセラー※等に学校等でのカウンセリング業務を委託し、児童生徒が抱える悩みごとの解決に向けた支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
SC相談件数	67件	148件	197件	172件

3 「食育」の推進

【主な事業・取組の実施状況】

「食育」の推進（教育委員会）				
概要	地域の産物や食文化を学習する体験活動を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	2回	2回	2回	2回

「食育」に関する講話（教育委員会）				
概要	「食」を選択する力を習得し、栄養バランスのいい食事を摂取できるよう、栄養教諭による講話を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	3回	3回	3回	3回

4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

【主な事業・取組の実施状況】

球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会（保健福祉課）				
概要	福祉・教育・保健・医療・警察・主任児童委員等の関係機関で協力体制をつくり、要保護児童等への支援を行う。協議会の中では、学習会や情報交換、児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応に努め、対応が難しいケースは、必要に応じて児童相談所等との連携のもと適切な処置を継続して行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催数	11回	33回	5回	0回

球磨村PTA連絡協議会の実施（教育委員会）				
概要	球磨村PTA連絡協議会を実施し、地域における協議の場を確保する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催数	1回	0回	0回	0回

5 小児医療の充実

【主な事業・取組の実施状況】

小児医療の充実・小児科休日在宅当番医委託（保健福祉課）				
概要	医療機関との連携を図りながら、安心して子どもを育てるための小児医療の充実に努める。医師会の協力を得て、日曜・祝祭日および夜間の当番医制を行い、日曜・祝日の在宅当番医と夜間の当番医について、広報紙やWEBサイト等で情報提供する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託機関数	5 機関	5 機関	5 機関	5 機関

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

【主な事業・取組の実施状況】

家庭教育講演会（教育委員会）				
概要	子どもをもつ保護者や地域の方々の親睦・連携を深め、家庭教育力の向上を図るとともに、教育・行政・福祉・医療などの関係機関が一体となった支援づくりを目的とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修回数	0 回	1 回	0 回	1 回

保小中連携事業推進委員会及び実務部会（教育委員会）				
概要	保育園と小中学校が連携することにより、教育の円滑な移行を図るため、家庭及び地域と協力し、園児、児童生徒の健全な育成を推進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催数	0 回	2 回	2 回	2 回

2 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【主な事業・取組の実施状況】

村内教職員研修会（教育委員会）				
概要	村内小中学校教職員を対象に、義務教育学校の先進地が実施している取組やICT*機器を活用した学習等を研修する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修回数	0 回	0 回	2 回	2 回

球磨村版ふるさと学（教育委員会）				
概要	地域を学習の場とし、体験学習を通じて地域社会の歴史、文化、自然等について理解を深め、それをもとに地域社会の抱える問題や可能性を探究し、将来地域社会において心身ともに豊かな生活を送れるとともに、地域社会に貢献するために必要な基本的要素や知識、技術等を養う。（令和5年度は試行的に実施。）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	0回	0回	0回	1回

人権教育の充実（教育委員会）				
概要	人権教育指導員及び人権擁護委員による人権教育講話を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	0回	0回	2回	2回

【再掲】地域学校協働活動事業（教育委員会）				
概要	小中学生と地域住民との交流を図り、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営を行い、「地域とともにある学校」への転換を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校運営協議会 開催回数	2回	30回	31回	73回

3 家庭や地域の教育力の向上

【主な事業・取組の実施状況】

子育て通信「陽だまり」（保健福祉課）				
概要	各保育園の情報や、子育て支援センターの活動日程・育児の悩み等をワンポイントアドバイスとして掲載する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通信掲載数	6回	5回	11回	12回

子育てサークルの充実（保健福祉課）				
概要	絵本サークル「りんごの木」における、園内での絵本の読み聞かせを実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	22回	15回	25回	21回

【再掲】家庭教育講演会（教育委員会）				
概要	子どもをもつ保護者や地域の方々の親睦・連携を深め、家庭教育力の向上を図るとともに、教育・行政・福祉・医療などの関係機関が一体となった支援づくりを目的とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修回数	0回	1回	0回	1回

4 有害環境から子どもたちを守る対策の推進

【主な事業・取組の実施状況】

青少年育成村民会議（教育委員会）				
概要	球磨村青少年育成村民会議における子どもたちの現状・問題点の共有、非行防止等の対策の協議を推進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催数	0回	1回	1回	1回

くまもと教育の日 in くまむら（教育委員会）				
概要	知性と感性の調和のとれた人間性を培い、また「豊かな心を育む」ことを目的に、学校・地域・家庭が一体となった取組を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	0回	1回	3回	2回

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

1 安心して外出できる村づくりの推進

【主な事業・取組の実施状況】

生活交通の手段の確保（復興推進課）				
概要	ＪＲ及び路線バスが運行されていない地域における生活交通の手段としてコミュニティバスを運行する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
路線数	9路線	9路線	9路線	9路線

スクールバス運行事業（教育委員会）				
概要	児童生徒が安心して登下校ができるように、スクールバスを運行する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
路線数	9 路線	9 路線	9 路線	8 路線

2 安全・安心むらづくりの推進

【主な事業・取組の実施状況】

球磨村防犯灯設置補助（総務課）				
概要	地区で設置する防犯灯について、設置費用の2分の1を限度として補助を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	27 基	42 基	46 基	24 基

学校設備点検日（教育委員会）				
概要	学校で遊具等の点検を毎月1回実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	36 回	36 回	36 回	36 回

3 良質な住宅の確保

【主な事業・取組の実施状況】

空き家バンク制度による情報提供（復興推進課）				
概要	所有者等に同意を得た上で、空き家バンクに登録し物件に関する情報を提供する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録件数	0 件	2 件	3 件	6 件

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

【主な事業・取組の実施状況】

婚活イベント等への支援（復興推進課）				
概要	結婚を希望する人たちへの出会いの場を提供するイベントや相談事業などの取組を推進する。令和5年度に、球磨郡結婚対策推進協議会で婚活イベントを実施。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	0 人	0 人	0 人	男女各 14 人

婚活イベント情報提供の充実（復興推進課）				
概要	婚活イベントの開催情報を広報等にて情報提供する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
掲載回数	0回	0回	0回	2回

基本目標6 子ども等の安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【主な事業・取組の実施状況】

交通安全に係る講話などの実施（保健福祉課）				
概要	乳幼児健診、陽だまりサロンにおける安全に係る講話やグループワークを実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	7回	7回	7回	7回

交通安全教室の開催（総務課・教育委員会）				
概要	毎年4月に小学生を対象とした交通安全教室を開催する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回	1回

「安全タスキ」配布事業（教育委員会）				
概要	新入学児童が安全に登下校できるよう、「安全タスキ」を配布する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布数	26本	9本	21本	19本

安全管理員の設置（教育委員会）				
概要	球磨清流学園前期課程では、子どもたちが放課後に安全・安心に過ごせるよう放課後子ども教室事業（アフタースクール事業）を実施しており、安全管理員を配置し見守りを行っている。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安全管理員数	2人	2人	2人	2人

チャイルドシート購入補助（総務課）				
概要	チャイルドシート購入費の2分の1を限度として補助を行う。令和4年度を最後に補助制度を廃止した。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数	6件	9件	2件	-

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【主な事業・取組の実施状況】

児童による防災無線放送（教育委員会）				
概要	校外生活のきまりに定められた帰宅時間を徹底し、家庭での見守り及び地域の見守り活動の促進を図り、不審者から児童の安全を確保することを目的とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放送回数	365回	365回	365回	365回

登下校の見守り（教育委員会）				
概要	地域ボランティアの方が登下校に付き添い、学校と連携しながら子ども達の安全を確保する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア数	5人	5人	5人	5人

基本目標7 要保護児童への対応など、きめ細やかな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

【再掲】球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会（保健福祉課）				
概要	福祉・教育・保健・医療・警察・主任児童委員等の関係機関で協力体制をつくり、要保護児童等への支援を行う。協議会の中では、学習会や情報交換、児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応に努め、対応が難しいケースは、必要に応じて児童相談所等との連携のもと適切な処置を継続して行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議回数	11回	33回	5回	0回

要援護児童の家庭訪問及び支援（保健福祉課）				
概要	保育園、学校、主任児童委員、児童相談所、県の子ども家庭相談員、保健師等との連携による、個別相談、家庭訪問等の児童、保護者に対する支援を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面談件数	0件	1件	1件	0件

子ども家庭総合支援拠点（保健福祉課）				
概要	子どもの虐待対策の総合相談窓口として、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者と連携を強化し、適切な支援を行う。（令和5年4月設置）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	-	-	-	0件

児童虐待防止の周知（保健福祉課）				
概要	広報紙やホームページにて児童虐待の防止に向けた意識啓発や適切な通報先の周知を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広報掲載回数	0回	1回	1回	0回

2 ひとり親家庭の自立支援の促進

【主な事業・取組の実施状況】

ひとり親家庭等医療費助成事業（保健福祉課）				
概要	ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	98件	48件	100件	159件

ひとり親に対する研修会・講習会情報（保健福祉課）				
概要	ひとり親に対する研修会・講習会・ふれあい行事等の情報提供を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	0回	1回	0回	0回

3 障害児施策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

特別支援学級設置（教育委員会）				
概要	特別支援学級の設置により、児童生徒一人一人に合わせた学びの場を確保する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自・情学級数	3学級	3学級	3学級	3学級
知的学級数	3学級	3学級	2学級	2学級

【再掲】発達障害児支援の充実（保健福祉課）				
概要	発達障害児の早期発見・早期療育のための、健康診査の充実と育児不安解消の相談の場の充実を図るとともに、保育園との連携を強化する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	20件	24件	10件	9件

特別支援教育の充実（教育委員会）				
概要	心理士と業務委託契約し、児童生徒及び保護者のカウンセリングや相談業務、発達検査を通じて、各学校を訪問し、児童生徒等の心のケアに関する心理士相談事業を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議回数	1回	1回	1回	1回

発達支援保育事業（保健福祉課）				
概要	村内保育園において、発達障害児の保育を推進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数	10人	9人	8人	5人

子どもの貧困対策推進計画

基本方針1 教育の支援

【主な事業・取組の実施状況】

就学援助費助成（教育委員会）				
概要	就学援助費（準要保護）について、各学校長の意見、民生委員の調査と民生委員会の意見を基に、教育委員会にて認定する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定人数	43人	37人	30人	17人

就学援助の周知の拡充（教育委員会）				
概要	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、村広報やホームページの活用など住民がいつでも知ることのできる広報に取り組む。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
周知回数	1回	1回	1回	1回

高校生等教育支援事業（教育委員会）				
概要	令和2年度7月豪雨でJR肥薩線が被災し、不通となっていることに加え、物価高騰により経済的負担が大きくなっている高校性等がいる世帯へ補助を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込世帯数	0世帯	0世帯	0世帯	31世帯

基本方針2 生活・就労の支援

【主な事業・取組の実施状況】

地域こども食堂運営支援事業（保健福祉課）				
概要	子ども等に対して無料または低額で食事を提供する民間団体等の取組を支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加人数	0人	0人	0人	1,510人

【再掲】ひとり親に対する研修会・講習会情報（保健福祉課）				
概要	ひとり親に対する研修会・講習会・ふれあい行事等の情報提供を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	0回	1回	0回	0回

基本方針3 経済的支援

【主な事業・取組の実施状況】

学校給食助成事業（教育委員会）				
概要	子育て世帯の経済的な負担軽減のため、令和2年度から令和4年度までは半額、令和5年度は全額の学校給食費助成を行った。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	244件	232件	180件	167件

【再掲】ひとり親家庭等医療費助成事業（保健福祉課）				
概要	ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	98件	48件	100件	159件

村独自の支援（保健福祉課）				
概要	村内在住かつ村内保育園に通う児童全員について、国の幼児教育・保育無償化の対象外となる0～2歳児の保育料及び3歳以上児の副食費についても無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育料助成 延べ児童数	380人	307人	298人	273人
副食費助成 延べ児童数	405人	354人	266人	257人

【再掲】子ども医療費助成事業（税務住民課）				
概要	出生から高校3年生までの子どもを対象に、入院（食事代も対象）・通院・歯科・調剤・装具等で診療を受けた場合、医療費（保険診療分）を助成する制度。これにより実質、子どもの医療費は無料となる。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	4,564件	4,559件	4,375件	3,851件

基本方針4 連携体制等の構築

【主な事業・取組の実施状況】

子育て世代包括支援センター（保健福祉課）				
概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び利用者支援並びに子育て支援に関する相談支援事業を実施し、子育て世代への切れ目のない支援を行う。（令和4年4月1日設置）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	-	-	0件	0件

【再掲】子ども家庭総合支援拠点（保健福祉課）				
概要	子どもの虐待対策の総合相談窓口として、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者と連携を強化し、適切な支援を行う。（令和5年4月1日設置）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	-	-	-	0件

市町村要保護児童対策地域協議会における調整担当者研修（保健福祉課）				
概要	児童虐待に対応する職員の専門的な知識、能力の向上および児童虐待防止体制の強化等を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加職員数	2人	2人	2人	2人

【再掲】球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会（保健福祉課）				
概要	福祉・教育・保健・医療・警察・主任児童委員等の関係機関で協力体制をつくり、要保護児童等への支援を行う。協議会の中では、学習会や情報交換、児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応に努め、対応が難しいケースは、必要に応じて児童相談所等との連携のもと適切な処置を継続して行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議回数	11回	33回	5回	0回

乳児家庭全戸訪問事業（保健福祉課）				
概要	保健師及び地域子育て支援センター担当所職員が、全ての乳児（生後4か月まで）のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握のほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	14件	5件	9件	11件

地域支え合いセンター（保健福祉課）				
概要	令和2年7月豪雨により被災した住民の安心した日常生活を支え、生活再建と自立を支援するための見守り支援、相談支援、地域コミュニティ支援等、総合的な支援を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援実施回数	2,903回	6,730回	6,471回	6,926回

【再掲】地域こども食堂運営支援事業（保健福祉課）				
概要	子ども等に対して無料または低額で食事を提供する民間団体等の取組を支援する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加人数	0人	0人	0人	1,510人

3 本村の課題

(1) 少子化対策

本村の出生数は減少傾向で推移しており、令和4年は8人、令和5年は6人となっています。合計特殊出生率は、国や県より高い値ではあるものの、平成25年から平成29年までの平均が1.83となっており、少子化の進行は今後も進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

(2) 子育てしやすい環境の整備

本村の子育ての環境について「子育てしやすいと感じる」と回答した人の割合は、就学前児童保護者 69.7%、義務教育学校前期課程保護者 67.2%となっている一方、「子育てしやすいと感じない」と回答した人の割合は、就学前児童保護者 12.1%、義務教育学校前期課程保護者 23.0%となっています。子育てしやすい環境づくりに向けて、より一層、子どもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

(3) 居場所づくり

日頃お子さんをみてもらえる親族等の有無について、ほとんどの保護者が「いる」と回答している一方、「いずれもない」と回答した保護者もいました。誰一人取り残さず、子どもの視点に立ち、一時預かりやアフタースクール、学童保育、子ども食堂などが子どもにとってよりよい居場所となるよう取り組む必要があります。

(4) 幼児期までのこどもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイング※の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

(5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を令和6年11月から「こども家庭センター」へ一体化しました。関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

(6) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立させるために必要なこととして、「親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実」と答えた人の割合は、就学前児童保護者 21.2%、義務教育学校前期課程保護者 32.8%となっています。核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、子どもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、一時預かりや病児・病後児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

(7) 子どもの貧困対策

令和5年に熊本県が実施した「熊本県子どもの生活に関する実態調査」によると、貧困線を下回っている経済的に困窮していると思われる世帯の割合は 13.3%となり、ひとり親世帯では 40.9%となっていました。

困窮していると思われる世帯においては、「電気、ガス、水道などが止まった」が 4.3%、「医療機関を受診できなかった」が 6.0%、「習い事に通えなかった」が 19.8%、「必要な服や靴を買えなかった」が 19.4%存在するなど、経済的な困難が、生活の基盤である衣食住や健康を守るための医療や子どもの生活環境、教育環境にも大きな影響を与えていました。

上記の状況は、球磨村においても同様であると推測されます。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

「第6次球磨村総合計画」では、「子どもたちが輝き、若者が活力に満ち、高齢者が誇りも持って住み続けることができるむらを未来へつないでいくこと」を目指しています。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を前期計画の基本理念を踏襲し、次のように定めます。

【基本理念】

子育て世代が安心して子育てできる環境づくり

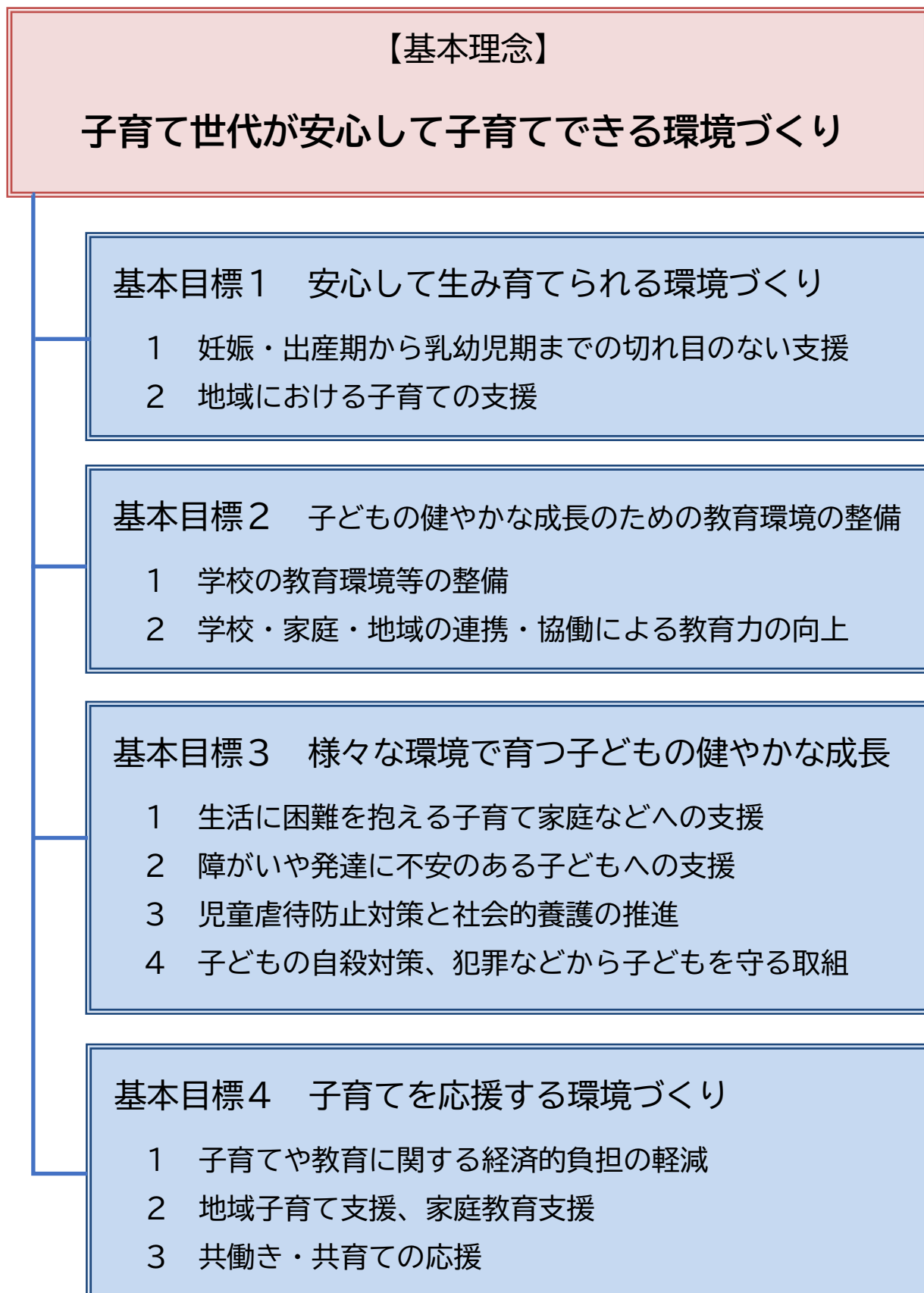
2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長
- 4 子育てを応援する環境づくり

3 施策の体系



第5章 基本目標ごとの取組

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、等しく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが必要です。

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組めます。また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組めます。

適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(1) 妊娠・出産に関する支援の充実

① 不妊治療費の助成

子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊治療費への助成を行います。

② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組めます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

③ 情報提供の充実

ウェブサイトや広報紙などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

(2) 乳幼児の健康づくりと小児医療の推進

① 乳幼児の健康づくり

乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。

また、保育所等において、園児への健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 小児医療の推進

安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

(3) 食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の助成を行います。	保健福祉課
母子健康手帳交付事業	妊婦が心も身体も元気で、安心して出産へ向かうことができるよう、妊娠届出時に健康手帳を交付します。また、交付時に保健師が対応しており、健康相談ができる体制をとっていきます。	
妊婦健康診査事業、乳幼児健診	妊婦期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、訪問指導・健康診査の充実を図ります。また、出産準備や相談の場、妊婦健診費用補助等の充実を図ります。さらに、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。	
発達障害児支援の充実	発達障害児の早期発見・早期療育のための、健康診査の充実と育児不安解消の相談の場の充実を図るとともに、保育園との連携を強化します。	
感染症予防の推進	定期予防接種による感染症予防を推進します。	

事業・取組名	概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師及び地域子育て支援センターの担当職員が、全ての乳児（生後4か月まで）のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握のほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	保健福祉課
小児医療の充実・小児科休日在宅当番医委託	医療機関との連携を図りながら、安心して子どもを育てるための小児医療の充実に努めます。医師会の協力を得て、日曜・祝祭日および夜間の当番医制を行い、広報紙やウェブサイト等で情報提供します。	
「食育」の推進	地域の産物や食文化を学習する体験活動を実施します。また、「食」を選択する力を習得し、栄養バランスのいい食事を摂取できるよう、栄養教諭による講話を実施します。	教育委員会

2 地域における子育ての支援

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と義務教育学校前期課程の円滑な接続を図ります。

（1）幼児教育・保育サービスの充実

① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、教育・保育施設による提供体制を確保します。

② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、今後のニーズに応じて、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保を検討します。

④ 教育・保育の質の向上

保護者や養育者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。

⑤ 教育・保育における連携推進

保育所などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や義務教育学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

乳幼児と一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場の充実を図るとともに、子育て支援に関するイベント等の情報提供を行います。

② 身近で利用しやすい一時預かりの充実

乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業の充実に取り組みます。

③ 子育て支援サービスの情報提供

ウェブサイトや広報紙など様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく村民に提供します。

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、様々な人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
通常保育事業	保護者等が就労または病気等により、家庭での保育ができない乳幼児を保育所等にて預かります。	保健福祉課
延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。	
休日保育事業	休日に就労等により、家庭での保育ができない乳幼児を預かります。	

事業・取組名	概要	担当課
一時預かり事業	保護者や養育者の病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者や養育者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育を行います。	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業（陽だまり）	地域全体での子育てを支援する基盤と形成を図るため、保育園機能を生かし保育園児・未就園児に関わらず子育て支援を行います。	
病後児保育事業（体調不良児対応型）	保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かることで、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図ります。	
子育てガイドブック	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知され、有効に利用されるよう、様々な媒体を活用した効果的な広報活動や、子育てガイドブック等の作成・配布等による情報提供を行います。	
子育て通信「陽だまり」	各保育園の情報や、子育て支援センターの活動日程・育児の悩み等をワンポイントアドバイスとして掲載します。	
子育てサークルの充実	絵本サークル「りんごの木」における、園内での絵本の読み聞かせを実施します。	
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	教育委員会
放課後子ども教室（アフタースクール）	学校の教室を利用して、放課後及び長期休業日の活動拠点（居場所）を設け、地域の人たちと協力して読書・スポーツ・補充学習のほか、ボランティアによる体験活動を行います。	
家庭教育講演会	子どもをもつ保護者や地域の方々の親睦・連携を深め、家庭教育力の向上を図るとともに、教育・行政・福祉・医療などの関係機関が一体となった支援づくりを目的として実施します。	
保義務教育学校連携事業推進委員会及び実務部会	保育園と義務教育学校が連携することにより、教育の円滑な移行を図るため、家庭及び地域と協力し、園児、児童生徒の健全な育成を推進します。	

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ※を形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期の子どもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが重要です。

1 学校の教育環境等の整備

義務教育学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や情報教育、国際理解教育の充実を図ります。

(2) 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

（３）次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

（４）安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、義務教育学校運営に最適な施設整備を検討します。

（５）情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のＩＣＴ環境整備とＩＣＴを活用した学習活動の充実を図ります。また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

（６）子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

（７）信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
村内教職員研修会	村内小中学校教職員を対象に、義務教育学校の先進地が実施している取組やICT機器を活用した学習等の研修を実施します。	教育委員会
球磨村版ふるさと学	地域を学習の場とし、体験学習を通じて地域社会の歴史、文化、自然等について理解を深め、それをもとに地域社会の抱える問題や可能性を探究し、将来地域社会において心身ともに豊かな生活を送れるとともに、地域社会に貢献するために必要な基本的要素や知識、技術等を養います。	
職場体験事業	義務教育学校前期課程においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、後期課程においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	
地域学校協働活動事業	児童・生徒と地域住民との交流を図り、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営を行い、「地域とともにある学校」への転換を図ります。	
人権教育の充実	人権教育指導員及び人権擁護委員による人権教育講話を実施します。	
薬物乱用防止講話	学校薬剤師を招き、児童生徒に対して薬物乱用防止の講話を実施します。	
学校等カウンセリング事業	スクールカウンセラー等に学校等でのカウンセリング業務を委託し、児童生徒が抱える悩みごとの解決に向けた支援を行います。	

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

(1) 家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

(2) 地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
民生委員・児童委員 協議会活動の支援	民生委員・児童委員協議会による学校訪問を実施し、意見交換会を行います。	保健福祉課
放課後子ども教室（アフタースクール）等での活動支援	教育委員会や学校支援ボランティア（学校応援団）が学校へ出向き、ニュースポーツや昔遊び等を実施します。	教育委員会
義務教育学校PTAとの連携	義務教育学校PTAと連携し、地域における協議の場を確保します。	
球磨村青少年育成村民会議の開催	球磨村青少年育成村民会議における子どもたちの現状・問題点の共有、非行防止等の対策の協議を推進します。	
くまっ子リーダー体験塾	課外活動を通じ、集団行動や規律、リーダーシップを学ぶ機会への参加を支援します。	
通年における子どもの居場所づくり	通年で村内図書室を開放し、子どもの居場所を確保します。	
寺子屋（青年団）の実施	地元青年団のお兄さんお姉さんの立場で、自分たちの後輩にあたる子ども達との体験活動でのふれあいから、子どもたちの視点や感覚、可能性や繊細さ、か弱さと向き合い、自己研鑽への意識や、正しく見ること、正しく考えること、正しく語ることを意識する機会を継続して実施します。	
くまもと教育の日 in くまむら	知性と感性の調和のとれた人間性を培い、また「豊かな心を育む」ことを目的に、学校・地域・家庭が一体となった取組を実施します。	
子ども会育成活動	活動補助金の交付等を行い、子ども会活動の充実を支援します。	
【再掲】 家庭教育講演会	子どもをもつ保護者や地域の方々の親睦・連携を深め、家庭教育力の向上を図るとともに、教育・行政・福祉・医療などの関係機関が一体となった支援づくりを目的として実施します。	
【再掲】 地域学校協働活動事業	児童・生徒と地域住民との交流を図り、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営を行い、「地域とともにある学校」への転換を図ります。	

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

本村の子どもが、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、子どもの貧困対策に取り組みます。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要な子どもに対し、全ての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の総合的な支援を推進します。

（１）教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、子どもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう啓発していきます。

経済的に困窮している世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行います。

（２）生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、子どもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。

（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立による子どもの生活環境の改善につなげます。

(4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や村などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率※を高めめます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
学校訪問	各学校における教育活動の現状を把握し、必要な指導・助言を行い教育力の向上・発展を図ります。	教育委員会
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。	
【再掲】 学校等カウンセリング事業	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。	
就学援助費助成	就学援助費（準要保護）について、各学校長の意見、民生委員の調査と民生委員会の意見を基に、教育委員会にて認定します。	
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、義務教育学校における周知に加え、村広報やホームページの活用など住民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	
高校生等教育支援事業	令和2年度7月豪雨でJR肥薩線が被災し、不通となっていることに加え、物価高騰により経済的負担が大きくなっている高校性等がいる世帯へ補助を行います。	
球磨村奨学金	能力があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な方に対して支援します。	保健福祉課
地域子ども食堂運営支援事業	子ども等に対して無料または低額で食事を提供する民間団体等の取組を支援します。	
ひとり親に対する研修会・講習会情報	ひとり親に対する研修会・講習会・ふれあい行事等の情報提供を行います	
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成します。	

2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護や児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。子どもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのある子どもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 発達障害児支援の充実	発達障害児の早期発見・早期療育のための、健康診査の充実と育児不安解消の相談の場の充実を図るとともに、保育園との連携を強化します。	保健福祉課
発達支援保育事業	村内保育園において、発達障害児の保育を推進します。	
就学教育相談事業	就学に不安がある家庭の悩みの相談を受け、子どもの就学が円滑に進むように支援を行います。	教育委員会
特別支援学級設置	特別支援学級の設置により、児童生徒一人一人に合わせた学びの場を確保します。	
特別支援教育の充実	心理士と業務委託契約し、児童生徒及び保護者のカウンセリングや相談業務、発達検査を通じて、各学校を訪問し、児童生徒等の心のケアに関する心理士相談事業を実施します。	

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクト※に該当することを踏まえ、母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知啓発します。

(2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	福祉・教育・保健・医療・警察・主任児童委員等の関係機関で協力体制をつくり、要保護児童等への支援を行います。協議会の中では、学習会や情報交換、児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応に努め、対応が難しいケースは、必要に応じて児童相談所等との連携のもと適切な処置を継続して行います。また、保育園、学校、主任児童委員、児童相談所、県の子ども家庭相談員、保健師等との連携による、個別相談、家庭訪問等の児童、保護者に対する支援を実施します。	保健福祉課
こども家庭センター	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、妊娠期・子育て世帯・子どもを一体的に支援し、相談支援の体制の強化を図ります。	
社会的養護施策との連携	親の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等と連携した支援を行います。	
児童虐待防止の周知	広報紙やホームページにて児童虐待の防止に向けた意識啓発や適切な通報先の周知を行います。	
【再掲】 学校等カウンセリング事業	スクールカウンセラー等に学校等でのカウンセリング業務を委託し、児童生徒が抱える悩みごとの解決に向けた支援を行います。	教育委員会

4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子どもへの自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、子どもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

(1) 子どもの自殺対策

子どもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育※」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱える子どもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシー※の習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリング※の利用促進、ペアレンタルコントロール※による対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

(3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

子どもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、見守り活動の充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

(4) 非行防止と自立支援

子どもの非行防止や、非行・犯罪に及んだ子どもとその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもに対する偏見をなくし、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 学校等カウンセリング事業	スクールカウンセラー等に学校等でのカウンセリング業務を委託し、児童生徒が抱える悩みごとの解決に向けた支援を行います。	教育委員会
【再掲】 青少年育成村民会議	球磨村青少年育成村民会議における子どもたちの現状・問題点の共有、非行防止等の対策の協議を推進します。	
【再掲】 くまもと教育の日 in くまむら	知性と感性の調和のとれた人間性を培い、また「豊かな心を育む」ことを目的に、学校・地域・家庭が一体となった取組を実施します。	
学校設備点検日	学校で遊具等の点検を毎月1回実施します。	
安全管理員の設置	義務教育学校前期課程では、子どもたちが放課後に安全・安心に過ごせるよう放課後子ども教室事業（アフタースクール事業）を実施しており、安全管理員を配置し見守りを行います。	
児童による防災無線放送	校外生活のきまりに定められた帰宅時間を徹底し、家庭での見守り及び地域の見守り活動の促進を図り、不審者から児童の安全を確保することを目的に実施します。	
登下校の見守り	地域ボランティアの方が登下校に付き添い、学校と連携しながら子ども達の安全を確保します。	
スクールバス運行事業	児童生徒が安心して登下校ができるように、スクールバスを運行します。	
「安全タスキ」配布事業	新入学児童が安全に登下校できるよう、「安全タスキ」を配布します。	総務課 教育委員会
交通安全教室の開催	毎年4月に義務教育学校前期課程の児童を対象とした交通安全教室を開催します。	
交通安全に係る講話などの実施	乳幼児健診、陽だまりサロンにおける安全に係る講話やグループワークを実施します。	保健福祉課
バリアフリー化の推進	妊産婦、乳幼児連れの家族をはじめとする全ての人が安心して外出できるよう、公共施設等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。また、妊産婦へ配慮し、ベビーカー使用者への理解を深める「心のバリアフリー」にも取り組み、ハードとソフトの両面から一体的なバリアフリー化の周知広報を推進します。	総務課
球磨村防犯灯設置補助	地区で設置する防犯灯について、設置費用の2分の1を限度として補助を行います。	
村営住宅の整備	村営住宅の建設を実施する場合は、子育て家庭にも配慮した、良質で利便性の高い、特色のある住宅の整備を図ります。	
空き家バンク制度による情報提供	所有者等に同意を得た上で、空き家バンクに登録し物件に関する情報を提供します。	復興推進課
生活交通の手段の確保	J R及び路線バスが運行されていない地域における生活交通の手段としてコミュニティバスを運行します。	

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に偏らないように、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを応援します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化、給食費等の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

(1) 妊婦等への支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

(2) 子ども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

(3) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

(4) 学校給食費等の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、義務教育学校の学校給食費及び保育所の副食費の助成を継続します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	保健福祉課
妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等の心体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	
村独自の支援	村内在住かつ村内保育園に通う児童全員について、国の幼児教育・保育無償化の対象外となる0～2歳児の保育料及び3歳以上児の副食費についても無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	
学校給食助成事業	子育て世帯の経済的な負担軽減のため、学校給食費助成を行います。	教育委員会
子ども医療費助成事業	出生から高校3年生までの子どもを対象に、入院(食事代も対象)・通院・歯科・調剤・装具等で診療を受けた場合、医療費(保険診療分)を助成します。	税務住民課

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(1) こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応するため、また、一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。

病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用促進のための広報等の推進に取り組みます。

そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、妊娠期・子育て世帯・子どもを一体的に支援し、相談支援の体制の強化を図ります。	保健福祉課
【再掲】 延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。	
【再掲】 休日保育事業	休日に就労等により、家庭での保育ができない乳幼児を預かります。	
【再掲】 一時預かり事業	保護者の病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育を行います。	
【再掲】 病後児保育事業（体調不良児対応型）	保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かることで、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図ります。	

3 共働き・共育ての応援

共働き・共育ての応援に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

（１）仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

（２）男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
男女共同参画意識の醸成	男女の役割分担などの固定観念を払拭し、男性が子育てへ参加しやすい環境づくりを進め、男女がともに働きやすく、子育てしやすい社会の実現に向けた意識の啓発を図ります。	総務課

第6章 事業計画

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本村では前期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を村全体1区域として設定します。

2 量の見込み及び確保方策の概要

(1) 「量の見込み」を算出する事業

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

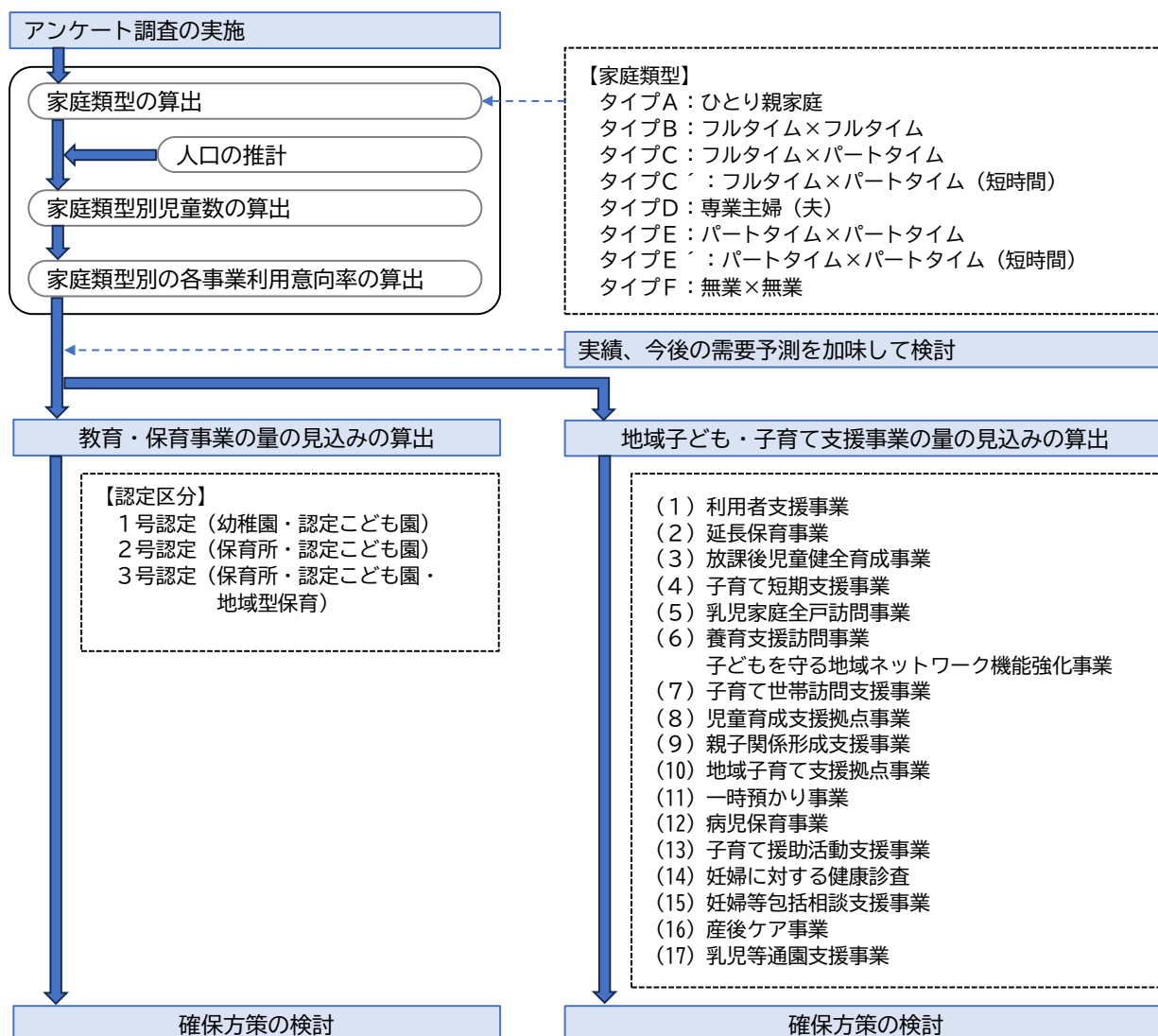
教育・保育	
1 子ども・子育て支援法第19条1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1号認定）	
2 子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2号認定、3号認定）	
地域子ども・子育て支援事業	
1 利用者支援事業	9 親子関係形成支援事業
2 延長保育事業	10 地域子育て支援拠点事業
3 放課後児童健全育成事業	11 一時預かり事業
4 子育て短期支援事業	12 病児保育事業
5 乳児家庭全戸訪問事業	13 子育て援助活動支援事業
6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する 事業	14 妊婦に対して健康診査を実施する事業
	15 妊婦等包括相談支援事業
7 子育て世帯訪問支援事業	16 産後ケア事業
8 児童育成支援拠点事業	17 乳児等通園支援事業

(2) 量の見込みと確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本村においても、令和6年7月に実施したアンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

【量の見込みの算出の流れ】

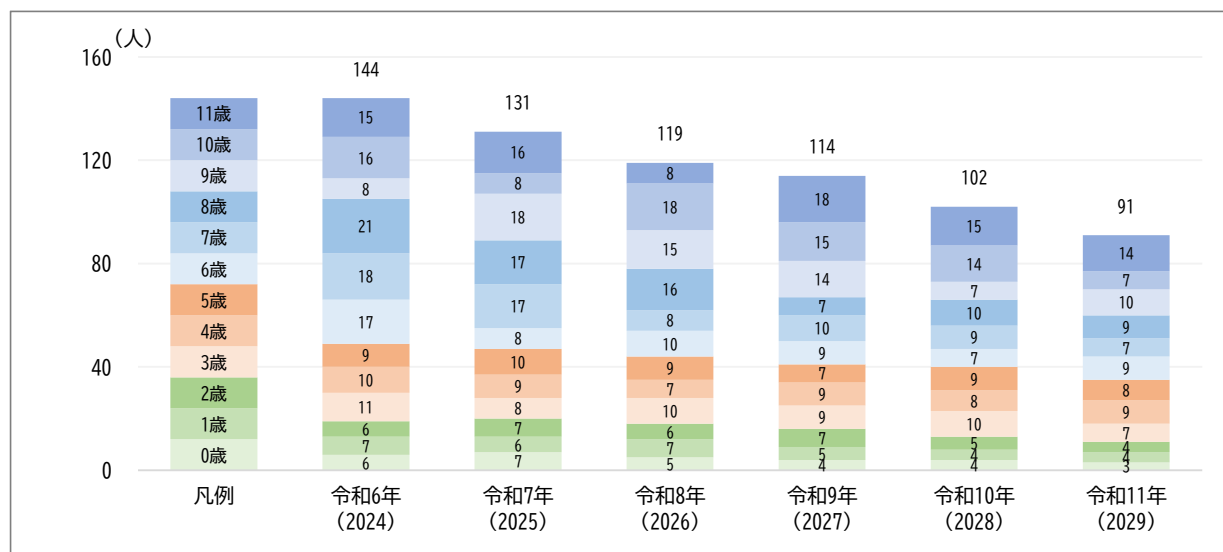


(3) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年3月31日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

単位：(人)

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	6	7	5	4	4	3
1歳	7	6	7	5	4	4
2歳	6	7	6	7	5	4
3歳	11	8	10	9	10	7
4歳	10	9	7	9	8	9
5歳	9	10	9	7	9	8
小計	49	47	44	41	40	35
6歳	17	8	10	9	7	9
7歳	18	17	8	10	9	7
8歳	21	17	16	7	10	9
9歳	8	18	15	14	7	10
10歳	16	8	18	15	14	7
11歳	15	16	8	18	15	14
小計	95	84	75	73	62	56
合計	144	131	119	114	102	91



3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 対象となる家庭類型及び児童年齢

① 1号認定

【1号認定の3～5歳児】

対象となる家庭類型	タイプC'：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE'：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

② 2号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

③ 3号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

(2) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び各園の定員等を勘案した確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和7年度）		1号認定 （教育ニーズ）	2号認定 （保育ニーズ）	3号認定 （保育ニーズ）			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	27人	4人	6人	7人	17人
確保 方策	認可保育所		27人	8人	7人	8人	23人
	② 合計	0人	27人	8人	7人	8人	23人
広域 利用	③ 本村居住児童分	0人	4人				1人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	2人				2人
過不足（②+③-①-④）		0人	2人				5人

2年目（令和8年度）		1号認定 （教育ニーズ）	2号認定 （保育ニーズ）	3号認定 （保育ニーズ）			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	26人	4人	5人	6人	15人
確保 方策	認可保育所		29人	5人	9人	7人	21人
	② 合計	0人	29人	5人	9人	7人	21人
広域 利用	③ 本村居住児童分	0人	3人				0人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	3人				1人
過不足（②+③-①-④）		0人	3人				5人

※1号認定：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校入学前までの子ども

※2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校入学前までの子ども

※3号認定：保育が必要な要件に該当する、0歳から2歳までの子ども

第6章 事業計画

3年目（令和9年度）		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	25人	4人	5人	5人	14人
確保 方策	認可保育所		29人	7人	6人	8人	21人
	② 合計	0人	29人	7人	6人	8人	21人
広域 利用	③ 本村居住児童分	0人	1人				0人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	1人				1人
過不足（②+③-①-④）		0人	4人				6人

4年目（令和10年度）		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	24人	3人	5人	5人	13人
確保 方策	認可保育所		31人	7人	6人	6人	19人
	② 合計	0人	31人	7人	6人	6人	19人
広域 利用	③ 本村居住児童分	0人	1人				0人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	2人				0人
過不足（②+③-①-④）		0人	6人				6人

5年目（令和11年度）		1号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定 (保育ニーズ)			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	21人	2人	4人	5人	11人
確保 方策	認可保育所		24人	5人	5人	6人	16人
	② 合計	0人	24人	5人	5人	6人	16人
広域 利用	③ 本村居住児童分	0人	0人				0人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	1人				0人
過不足（②+③-①-④）		0人	2人				5人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。必要に応じて随時対応します。

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方		「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出				
確保方策の考え方		村内の保育所2か所で実施				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】		37人	34人	34人	33人	34人
確保 方策	【年間実人数】	37人	34人	34人	33人	34人
	【実施箇所数】	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。村内1か所の保育所で実施しています。

量の見込み算出の考え方		令和6年度の見込みを勘案し算出				
確保方策の考え方		村内の保育所1か所で実施				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】		20人	20人	20人	20人	20人
確保 方策	【年間実人数】	20人	20人	20人	20人	20人
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【参考】放課後子ども教室

放課後子ども教室（アフタースクール）は、教育委員会が実施し、放課後や週末等の子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習や様々な活動体験の機会を、定期的・継続的に提供することを目的として実施する事業です。

（４）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	保健師等による訪問での対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	10人	9人	8人	8人	8人
確保方策 【実施箇所及び対応】	保健福祉課 保健師等	保健福祉課 保健師等	保健福祉課 保健師等	保健福祉課 保健師等	保健福祉課 保健師等

（６）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**① 養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。必要に応じて随時対応します。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

量の見込み算出の考え方	球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会の機能を活用
確保方策の考え方	球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会の機能を活用

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（7）子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

（8）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	球磨村子育て支援センター「陽だまり」1か所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【月間延べ人数】		113人日	117人日	109人日	101人日	101人日
確保方策	【月間延べ人数】	113人日	117人日	109人日	101人日	101人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(11) 一時預かり事業**① 幼稚園型**

幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。村内に1号認定受入れ施設はありません。

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	村内保育所1か所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		102 人日	95 人日	93 人日	91 人日	95 人日
確保方策	【年間延べ人数】	102 人日	95 人日	93 人日	91 人日	95 人日
	【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(12) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本村では、保育中に体調不良となった子どもを一時的に保育所等の中で預かることで、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る「体調不良型」を実施します。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	村内1か所で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	32 人日	30 人日	29 人日	27 人日	25 人日
確保方策 【年間延べ人数】	32 人日	30 人日	29 人日	27 人日	25 人日

(13) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	委託医療機関で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	11人	10人	10人	10人	9人
確保方策 【実施箇所】	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和6年度までの乳児家庭全戸訪問事業の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	保健福祉課で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	妊娠届出数	10人	9人	8人	8人	8人
	1組当たり面談等回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談等実施合計回数	30回	27回	24回	24回	24回
確保方策 【面談等実施対応回数】		30回	27回	24回	24回	24回

(16) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和6年度までの乳児家庭全戸訪問事業の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	保健福祉課で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	20人日	18人日	16人日	16人日	16人日
確保方策 【年間延べ人数】	20人日	18人日	16人日	16人日	16人日

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行います。また、集団生活の機会を通じた子どもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなども行い、子どもの良質な成育環境を支援します。なお、本事業は令和8年度から実施を予定しています。

量の見込み算出の考え方	令和7年度以降の3号認定以外の0～2歳推計数から算出
確保方策の考え方	村内の保育所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本村においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と義務教育学校との連携

教育・保育施設等と義務教育学校との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを義務教育学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、義務教育学校との連携の推進に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や村ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

7 放課後児童対策

本村においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月策定)、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本村においても国の動向を踏まえながら、本村の実態に即した放課後児童対策に取り組めます。

第7章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

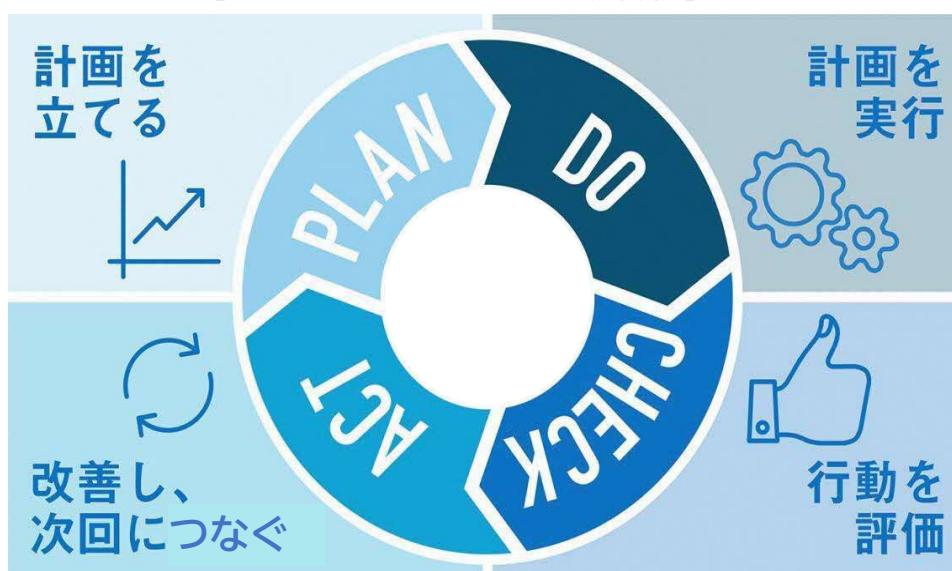
2 計画の進捗管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては、PDCAサイクルに基づいて点検・評価を行うとともに、結果においては、村ホームページ等で公開する等、当事者である子どもや子育て世帯への情報提供に努めます。

本計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】



資料編

1 球磨村保健事業計画審議会委員名簿

番号	組織	職名	氏名
1	議会議員	球磨村議会議長（審議会会長）	舟戸 治生
2		球磨村議会 産業厚生常任委員長	嶽本 孝司
3	社会福祉関係	球磨村社会福祉協議会事務局長	松舟 大吾
4		球磨村民生委員児童委員協議会会長	原 和彦
5		球磨村老人クラブ連合会会長	永椎 三郎
6		特別養護老人ホーム千寿園施設長	後藤 竜一
7		渡保育園園長	上田 博孝
8		こがね保育園園長	中井 久美
9	保健・医療関係	球磨村診療所院長	橋口 治
10	関係機関の職員	球磨村副村長	上 薨 宏
11	教育関係	球磨村教育長	森 佳寛
12		球磨清流学園学校長	村山 茂
13		球磨清流学園 PTA 会長	氏川 マヤ
事務局		保健福祉課長	友尻 陽介
		保健福祉課課長補佐	淋 真也
		福祉係主事	浦野 由紀

2 用語解説

頁	用語	解説
2	参酌基準	各自治体が計画に定めるサービス見込量を算定するに当たって、「国が定める基本指針を十分参照しなければならない基準」のこと。
2	包摂（インクルージョン）	社会や組織があらゆる人々を受け入れ、差別や排除をなくし、全ての人が平等に参加できる状態を追求する考え方。
2	参酌標準	各自治体が地域の実情等に応じて実際のサービス見込量等を自らの判断で計画に定める際の参考とする数値。
2	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることも・若者。
3	こども未来戦略	「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全ての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指している。
3	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン	こども基本法の目的と理念に基づき、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを通じて切れ目なく、子どもの心身の健やかな育ちを保障する観点で策定された。
3	こどもの居場所づくりに関する指針	こどもの居場所づくりに関する基本的な視点などについて、国としての考え方を整理して示したもの。「こども家庭審議会」、「こどもの居場所部会」の議論や当事者の意見聴取などを経て策定された。
7	コーホート変化率法	同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。
8	合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
46	スクールカウンセラー	児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たす者。
47	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
59	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に幸せな状態。
68	アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。

頁	用語	解説
73	捕捉率	制度の対象となる人の中で、実際にその制度から受給している人がどれくらいいるかを表す数値。
73	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者。
74	ネグレクト	幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。
76	SOSの出し方に関する教育	「こどもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。
76	情報リテラシー	様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。
76	フィルタリング	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。
76	ペアレンタルコントロール	子どもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能。

第 3 期 球 磨 村 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画

令和7年3月

発行・編集

球磨村 保健福祉課

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

T E L 0966-32-1112 F A X 0966-32-1230
